

第 8 回 斎場運営形態検討会議 会議要旨

1. 開催日時 平成 24 年 9 月 14 日（金） 午後 2 時から午後 3 時 30 分まで
2. 場所 あべのルシアス 12 階 環境局 第 1 会議室
3. 出席者 委員（4 名）
楨村座長、長瀬委員、向山委員、脇田委員

大阪市環境局

玉井環境局長、青野事業部長、金箱斎場霊園担当課長（司会）

渡邊斎場霊園担当課長代理 他 3 名

4. 議題 市立斎場運営形態のあり方について

5. 議事要旨

市立斎場運営形態のあり方について資料により
中野担当係長から説明。

<大阪市としての意見>

斎場運営形態のあり方について、これまでの検討経過や各委員に共通する考え方は、次のようなものであった。

直営、業務委託、指定管理者制度の 3 つの運営形態を比較した結果、指定管理者制度に優位性があると考えられる。

しかし、どの様な運営形態においても、メリットとデメリット、また課題がある。したがって、メリットを活かし、デメリットを最小限に抑え、課題を解決する工夫が必要である。

指定管理者制度では、管理権限が委任されることで、受託者が民間のノウハウを活かして市民ニーズに対応した柔軟な運営が行える、経費の削減効果がある、指定管理者とリスク分担することにより、大阪市の事業運営リスクが軽減できる、といったメリットがある。

一方で、指定管理者制度を適用する際には、経営破たんによる事業の中断が起きること、災害など予期せぬ緊急の事態において協定上の定めが無い場合は、対応が困難になることが予想される。そのため、対策を詳細に講じておく必要がある。

また、直営により長年蓄積されたサービス水準の維持や技術の伝承等をどのように取り込んでいくのかも十分に考慮していかなければなら

ない。

指定管理者制度が望ましい運営形態ではあるが、全国的に見て、指定管理者制度による受託者が炉メーカーなどに限られる等の状況を考慮すると、当面は、直営と指定管理者制度を並存させ、状況を把握しながら順次指定管理者制度を拡大していくことが望ましい。

各委員の意見を基に、平成 24 年 11 月中に平成 25 年度からの斎場運営方法について具体的に策定していくこととする。

6. 会議資料

市立斎場運営形態のあり方について

第8回 斎場運営形態検討会議 議事録

○金箱課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第8回斎場運営形態検討会議を開催いたします。

本日の司会を務めさせていただきます大阪市環境局事業部斎場霊園担当課長の金箱でございます。よろしくお願いいたします。

本日、委員の中で、松井委員におかれましては、体調不良ということで欠席されております。冒頭、ご連絡いたします。

また、大阪市では、ノーネクタイ、ノー上着といった軽装での勤務の取り組みをやっておりますので、ご理解、ご協力、よろしくお願いいたします。

また、議事に入る前に、傍聴の方々に申し上げます。携帯電話は電源を切っていただくかマナーモードに設定いただき、審議の妨げにならないようご協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、本日お配りしております資料についてご確認いたします。

議事次第が1枚、それから、大阪市立斎場運営形態のあり方について、平成24年9月、大阪市環境局というふうな表紙がついた資料が1つ。それから、参考資料ということで、大きく書かれた資料が1つ。合計、この3点をお手元にお配りしております。ご確認いただきますようお願いいたします。

それでは、早速議事に入ってまいりたいと思います。議事進行につきましては、槇村座長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○槇村座長

きょうでもう第8回の検討会議になります。お手元の議事にありますように、市立斎場運営形態のあり方について、を審議したいと思います。前回までの会議の経過と、また、委員の皆様方からの意見を踏まえまして、大阪市の取りまとめということで、きょう、お手元にあると思います。

まず、これらについて、事務局からご説明をお願いした後、ご意見をいただきたいと思います。ご意見もいただくということですのですけれども、きょうは確認というような形になるかなと思いますけれども、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より、説明をお願いいたします。

○中野係長

それでは、事務局よりご説明させていただきます。環境局事業管理課担当係長の中野でございます。座ったままご説明させていただきます。

まず、斎場運営形態につきましては、これまで本会議において、各委員の皆様からいただいたご意見を踏まえまして、斎場運営形態のあり方について、大阪市で作成させていただいております。これら作成案につきましては、今、座長からもありましたように、ご確認させていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料、大阪市立斎場運営形態のあり方について、をごらんいただきたいと思います。

まず、「はじめに」でございます。

はじめに、大阪市では平成23年8月22日より、効率的な市立斎場の事業運営を行うことを目的に、斎場運営形態検討会議を開催しまして、平成23年10月には火葬業務の民間委託を実施した小林・佃斎場の状況も鑑み、大阪市の火葬事業の現状と課題を踏まえ、今後の斎場運営のあり方について議論を重ねてまいりました。斎場の経営主体につきましては、墓地、埋葬等に関する法律が基本となりますが、昭和43年の旧厚生省通知により、原則として、市町村等の地方公共団体でなければならないとされており、全国の地方公共団体での斎場の運営形態につきましては、時代の変化とともに業務委託、指定管理者制度の導入、PFI制度の導入など、さまざまな手法が取り入れられております。このようなことから、市民の葬送に対する意識が多様化している現状を踏まえ、さらに今後の人口動態や火葬需要の動向を見据えて市民ニーズに対応できるような施設や運営手法のあり方を検討するとともに、運営コストの削減を行いつつ、利用者のサービス水準向上を図るため、業務委託の拡大や指定管理者制度の導入も含めて、市立斎場運営形態のあり方について検討を行い、各委員により、多岐にわたる意見をいただき、その意見を大阪市で取りまとめを行ったところでございます。

次に、2ページ目でございます。2ページ目につきましては、現状について、でございます。

現状についてでは、大阪市の市立斎場の運営に係る経過及び状況、それと災害時の対応状況としまして、大阪市の阪神淡路大震災時において、関係市町村の要請により、24時間の火葬体制をとり、約500体の火葬支援を行いました。また、東日本大震災においても、国からの火葬受け入れ能力の照会に対しまして、通常の火葬能力に加え、1日当たり50件の火葬受け入れが可能であると回答いたしましたところでございます。

次に、斎場運営に係るコストの関係といたしまして、斎場における収支構造につきましては、収入としまして、火葬料と式場の使用料などがあり、支出としましては、人件費と火葬にかかる燃料費など、施設の維持管理経費や火葬設備のオーバーホールなどの施設整備経費がございます。

斎場の事業費を22年度の決算額で見ますと、燃料費や施設整備費などの物件費が約6億800万円で、人件費は約4億6,600万円となっております。収支状況につきましては、3ページの表にもありますように、事業費がトータルで10億6,700万円のうち、料金収入が4億6,400万円ということで、44%を収入で確保しておるところでございますけども、その事業費から収入を差し引いた残る6億300万円の56%を市税で賄っておるといったところになっております。

次、4ページに移りまして、4ページ目につきましては、斎場の業務委託に係ることございまして、従来にない競争意識の高揚が期待できることを目的に、斎場の規模を考慮して、小林・佃斎場における技能職員の業務を一般競争入札により、民間委託しました。

その入札の結果につきましては、予定価格、約1億2,000万円に対しまして、4,700万円の落札でございまして、落札率は39.9%でございました。直営で実施していた火葬業務を民間に委託したことによる効果額でございますけども、平成22年度決算の直営時の人件費と火葬設備保守点検など、物件費を落札金額から年間ベースで算出してみますと、落札率が低いこともあり、約5,000万円の削減効果がございました。

次に、斎場利用者アンケート調査を平成24年1月から2月にかけて実施した結果、利用に当たっては直営と民間委託している斎場、おおむねどちらも満足との評価がございまして、大きな差は見られなかったんですが、斎場職員の対応について、施設に関することについても、要望、改善すべき点について意見がございました。そういったアンケートでいただいたご意見については、改善できるものから取り組んでいるところでございます。

次に、今後の火葬需要予測につきましては、高齢社会を反映しまして、火葬件数が増加する傾向にあるとの観点から、大阪市が推定したところ、平成51年にピークを迎え、3万9,700件を超えると予測しております。

次に、5ページ目に移りまして、検討経過について、でございます。

検討経過につきましては、当会議の今後の斎場運営のあり方について開催してきた検討経過でございます。1回目については、平成23年8月22日に1回目を開催しまして、そのときには大阪市の斎場の概要、それと現地視察を行いました。2回目につきましては、この会議の進め方なり、比較検討項目の検討、それと利用者アンケートの方法を検討し、また現地視察についても、11月で民間委託をしたところの把握をするということで、小林と佃の現地視察を行いました。それと、あと1月から2月にかけて、各委員が個別に業務実施の状況を把握するため、現地視察も行っていました。

次に3回目につきましては、平成24年2月7日に政令都市、府下の主要都市と東京都23区に

おける斎場運営の状況について比較検討を行い、アンケートの集計結果を検討したところでございます。

4回目の間に、他都市の堺市、八尾市の斎場の運営状況も現地視察を行いました。

4回目につきましては、政令都市における形態別の比較検討とアンケートの集約結果を検討。あと、NPO法人の、りすシステム、それと日本環境斎苑協会、東京から、東京博善株式会社より、運営に係る意見をいただいたところでございます。

次に、5回目につきましては、この運営形態の中間取りまとめということで検討を行いました。

6回目につきましては、そういった中間まとめを踏まえまして、最終の意見に向けて、どういったことをしていくかということを検討し、指定管理者におけるメリット、デメリットの比較検討を行いました。委員会は今回の会議に向けて、最終意見に向けて意見交換を行ったところでございます。

以上が検討結果でございます。

次に、8ページ目でございます。

3、項目別課題整理について、でございます。

これについては、今後の斎場運営のあり方を検討するに当たって、斎場という事業の特殊性から、サービスのあり方、業務の効率性と改善、施設のあり方、その他項目をすぐに実行すべきものや、少し時間をかけて整理する課題について、当面の課題ということで項目を挙げております。それと、施設のあり方などに関することの課題について、中長期課題に分けて課題整理をさせていただいております。

まず、サービスのあり方についての当面の課題としまして、時代に応じた市民の多様なニーズ、直葬、家族葬など、葬儀の簡素化などの柔軟に答えられるサービスを実施することが望ましい。

現在の運営形態においても、運営コストの削減や利用者へのサービスの多様化、施設のリニューアルを可能な範囲で実施する必要がある。利用者に対して丁寧で、かつ公平な対応を行うことが求められており、そのためのサービス水準維持やチェック体制の充実が必要であるといったことが、サービスのあり方の当面の課題の主なものでございました。

次に、業務の効率性と改善につきましては、5 斎場の設備は、斎場によって新しさ、広さなどが大きく異なっており、また時間帯によって利用率に差があることから、斎場や時間帯によって、料金の変更をするなど、より効率的な運営をする必要がある。

利用者のプライバシーの確保や効率性など、市民ニーズに応じた施設改修等を実施する必要がある、といった主な意見、課題でございました。

あと、中長期課題としまして、小林・佃斎場など小規模斎場を維持管理経費など、経済性、効率性の観点から集約化または廃止を含め検討する必要がある。施設の老朽化や再整備への対応として、PFIなど、民間資金の活用等を含め、大阪市の財政負担を軽減するため、より効率的な手法を検討する必要があるといった長期課題がございます。

次に、施設のあり方について、先ほどサービスのあり方と業務の効率性の改善のところで申し上げたものが再掲として記載しております。

中長期課題としまして、今後の斎場の建てかえを実施する場合は、火葬需要の増加が予想される中、東京で主流となっている火葬時間の短いロストル方式を採用するなど、市民ニーズに配慮するとともに、効率的に火葬を行うことができる施設改修を実施すべきである。

各斎場に遺体保冷設備を整備し、施設の利用の時間的な平準化を図る必要がある。

納骨堂の併設、無縁仏への対応をするといったことがございます。

その他としましては、民間活用に当たって、価格面でなく、サービス水準維持向上のため、委託条件、指定管理者選任条件を整理して実施すべきである。

市民サービス向上の観点から、契約期間を複数年にするなど、一定期間設けることや、業務内容など、円滑に引き継ぎが行える、効率的で安定的な運営方法にする必要がある、といったことがございます。

次に、10ページに移りまして、運営形態別のメリット、デメリットでございます。

ここでは、直営、業務委託、指定管理者制度の3つの運営形態について記載しております。現状としましては、直営は先ほど申し上げました、瓜破、北、鶴見斎場において、今現在は行っております。

業務委託につきましては、小林と佃を業務委託しています。

性格につきましては、直営では自治体による業務の執行。

業務委託については、契約に基づく業務の執行委託、契約で定められた業務の範囲での業務執行を行う。指定管理者制度につきましては、指定により公の施設の管理権限を、指定を受けたものに委任。

メリットとしましては、直営は運営の安定性が極めて高い。経験年数に応じた技術、知識の継承が円滑に行える。大規模災害などの緊急時対応が確保しやすい。

業務委託、指定管理者についても、経費の削減効果が高い。業務委託では、行政コントロー

ルが効きやすい。

メリットとしまして、指定管理者制度では処分性のある使用許可などが可能である。大阪市と指定管理者がリスク分担することにより、事業運営リスクは軽減できる。民間のノウハウを生かした柔軟なサービスが提供できる。

デメリットとしましては、直営では効率性や経費面で課題がある。運営が硬直的で柔軟な対応が困難である。

業務委託と指定管理者については、経営破綻による事業中断など、リスク管理が必要となる。災害等、予期せぬ想定外の事態において、契約上定めていない場合、対応が困難であるといったデメリットを記載しております。

次、11ページに移りまして、運営形態別の課題、評価について、主な意見ということで、前回の会議で、課題、評価について、各委員の意見に基づいて、優位性があるものについて評価していただいたものを文書化して整理したものでございます。

まず、安定性につきましては、火葬につきましては毎日継続して安定的に行う必要があります。

運営形態別に考察すると、まず直営は経済状況の影響を受けることが少なく、職員が長期間同じ業務を経験することにより、一定水準のサービスを安定的に行える、また経験の蓄積により、技術の習得、スキルアップが図られる。

業務委託、指定管理者制度においては、受託者、受任者の経営状況により、倒産、もしくは事業運営が困難な事態が生じる可能性が絶えず内在する。また、契約等により、一定期間の運営となることから、受託者等が交替することがある。これに伴い、運営方法の変更など、サービス水準について変動することも想定される。したがって、当然のことながら、社会情勢の影響を受けにくく、経営主体の変更が生じない直営が業務委託、指定管理者制度よりも安定的な運営が見込まれる。

次に経済性について、でございますが、斎場運営においては経済性を考える場合に、運営コストの削減効果と効率的な要員配置という観点が考えられる。

業務委託、指定管理者制度においては、競争性が発揮されるような発注の組み合わせや分割の仕方を行うことで競争原理が働き、コストの削減に対し、創意工夫を行うことが可能であることから、運営コストの削減効果が期待できる。

一方、直営では給与削減や物件費の削減努力は認められるものの、民間事業者ほど効果は期待できない。

効率的な要員配置の観点からも、業務委託、指定管理者制度においては、多様な雇用形態の採用などの活用が可能であり、直営の場合よりも経済性について有利である。

次に、サービスの質について。

直営には豊富な経験に基づき、蓄積された火葬技術の知見があり、一定サービス水準を確保している。利用者及び葬祭業者からのアンケートにおいても、おおむね満足を得られておりますが、市民の多様なニーズへの柔軟な対応は職員の意識の向上や改革意欲に関わっており、従前のやり方の踏襲、意識のままではそのようなサービスの実現は期待しがたい。

業務委託は、契約に基づく業務遂行という制約があるため、受託者が任意に業務委託内容を変更するには限界があり、柔軟な業務の運用による劇的な改善は期待しにくい。したがって、多様な市民ニーズに柔軟に応えられるかは疑問がある。

指定管理者制度では、広範な管理権限を委任されることにより、民間ノウハウを活用したサービスの提供、創意工夫による市民ニーズへの対応が可能である。しかしながら、指定管理者制度の導入が即サービスの向上につながるというわけではない。選定基準等の設定などにより、良質なサービスの確保を図ることや、市民ニーズに柔軟に対応できる内容を指定管理者と協定することにより、実現可能となる。

大阪市は委任後の従業員研修やサービスの提供状況を定期的に確認する体制を一層充実することで、良質なサービス水準の確保、向上が図られる。

このような点を十分に考慮して、指定管理者制度を導入する場合、サービスの質の向上は最も期待できる。他方、直営の持つノウハウ、高度な火葬技術というメリットを民間事業者に円滑に引き継ぎができるような方策を検討すべきである。

あと、リスク対応についてですが、過去には阪神淡路大震災が、直近では東日本大震災という大規模災害が発生している。また、かつてない集中豪雨による風水害などの自然災害も増大しております。直営は非常時対応において必要な増員配置、通常時とは異なる受付、業務遂行体制の措置、火葬時間帯の変更などが可能である。大阪市が直接的な状況を踏まえた指示のもと、積極的な対応が期待できる。

業務委託は、契約であらかじめ条項を定めていない場合、受託者の側の事情。例えば要員確保等が困難であることなどから対応できない危険性がある。想定できる事象は、あらかじめ契約事項に盛り込むことが必要である。想定外の事態については、別途、直営職員で対応することなど、緊急措置をとらざるを得ない場合がある。

また、委託業者に指示を行う場合には、受託者を通じて現場職員に指示命令をしなければな

らないため、大阪市の意思が円滑に伝わらないという問題点も想定する必要がある。指定管理者制度では、業務委託と同様にあらかじめ協定で定めてある内容については、緊急時対応も可能であるが、想定外の緊急時対応について大阪市が直接管理運営権を有することができるような協定を交わす対策により、直営対応と同様の措置が行える方策が必要である。

大災害時の非常事態の場合には、直営に優位性が認められるので、当面このような大規模災害が想定される中、非常時対応できる核となる直営斎場により、民間との競争性を求めつつ、緊急時対応をすることも必要である。

次に、14ページ、公平性については、どのような運営形態においても欠くことのできないところであり、組織としての高い倫理観、組織統制が担保されなければならないものである。いかなる運営形態をとった場合においても、大阪市自身が管理監督責任を自覚し、指導をしっかり行い、公平性を担保することが必要である。

次に、15ページに移りまして、斎場運営形態のあり方について、でございます。これまでの検討経過や各委員からのご意見を整理したものでございます。

サービスのあり方、業務の効率性と改善、施設のあり方、その他の4項目で、当面の課題と中長期課題に分けて整理し、ほとんどが当面の課題として対応するものでございました。

次に、直営、業務委託、指定管理者制度の3つの運営形態別にその性格やメリットとデメリットを整理して、そこから考えられる運営形態別に、安定性、経済性、サービスの質、リスク対応、公平性の観点で評価し、課題を整理いたしました。

以上の検討から、直営、業務委託、指定管理者制度の3つの運営形態を比較した結果、指定管理者制度に優位性があると考えられる。しかし、どのような運営形態においても、メリットとデメリット、また課題があるが、メリットを生かし、デメリットを最小限に抑え、解決する工夫が必要である。指定管理者制度では、管理権限が委任されることで、受託者が民間のノウハウを生かして市民ニーズに対応した柔軟な運営が行える、経費の削減効果がある、指定管理者とリスク分担することにより、大阪市の事業運営リスクが軽減できるといったメリットがある。

指定管理者制度を適用するには、経営破綻による事業の中断、災害など予期せぬ緊急事態において、協定上の定めがない場合は、対応が困難になることが予想されるため、対策を詳細に講じていく必要がある。また、直営により、長年蓄積されたサービス水準の維持や技術の伝承等をどのように取り込んでいくかも十分に考慮しなければならない。

各委員からは、指定管理者制度が望ましい運営形態との意見でしたが、全国的に見て、指定

管理者制度の受託者が炉のメーカーなどに限られる等の状況を考慮すると、当面は直営と指定管理者制度を併存させ、状況を把握しながら順次指定管理者制度を拡大していくことが望ましい。

さらに、運営形態と直接関る課題ではないものの、現在あるいは将来、斎場運営に密接に係る課題として多様化する市民ニーズに対応するとともに、効率的な運営ができる施設、設備のあり方や、火葬需要への対応についても検討しました。

例えば、施設面では、現在老朽化している斎場の効率的な運営の観点から、規模や配置はどうあるべきか、また火葬需要のピーク時にある平成51年には現在の火葬件数から、約9,000件も増加して、3万9,700件との予測から、この増加の状況とともに、一方、ピーク時後の減少期を見越した対策も検討していく必要がある。

さらに、葬儀を行わない直葬、家族葬など、葬儀の小規模化など、市民の多様なニーズにどのように応えるのかについても、あわせて検討していく必要がある。

こうした多岐にわたる課題について今後十分な検討を行い、現状においても改善できることは早急に改善し、今後も市民サービスの向上につながるように大きな時代の変化に対応した斎場を安定的に運営されることを期待している。

次に、17ページの最後になりますけども、「おわりに」につきましては、1年にわたり検討会議を開催し、種々検討を重ね、委員よりさまざまな見地により意見をちょうだいいたしました。本市が過去に担ってきた長い歴史的経過を踏まえ、どのような運営形態にかかわらず、安定的な斎場運営に取り組み、より一層市民サービスの向上を不断に追求していく必要があると考えております。

中長期的には、今後増加する市民ニーズに十分対応できる効率的な施設整備もあわせて検討を深めてまいります。いずれにしても、各委員の意見をもとに、平成24年11月ごろを目途に、平成25年度からの斎場運営方法について、具体的に作成してまいります。

あと、つけ加えさせていただきました参考資料としては、大阪市の斎場に関する配置、実績、件数など、あと政令指定都市の状況や、東京都23区内の斎場運営状況や斎場利用者アンケートの結果などを添付しております。また、ご参照をお願いします。

簡単ではございますけども、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○槇村座長

ありがとうございました。今まで委員の皆様方からご意見をいただいたものを、大阪市内で取りまとめられたものでございます。

順番に、確認程度かもしれませんが、1ページの初めのところから、順番にご質問や、ご意見ございましたら、お願いしたいと思います。

よろしいですか。

それじゃ、「はじめに」は、これでいいということ。

じゃ、2ページの「現状について」ということに参りたいと思いますけれども。

どうぞ。

○長瀬委員

一応確認なんですけれども、下のほうで、下から2つ目のチョコボのところで、人件費が約4億6,600万円で43%となっているというところで、右が大阪市の斎場経費という表の人件費②というところは、4億5,951万8,000円ということになっていて、丸め方が約ということになっているので。物件費のほうは、大体四捨五入すれば合うんですけど、人件費のほうは、四捨五入すると、4億6,000万円、そういう感じになるかなと思いますので。

○金箱課長

委員、ご指摘のとおり、これは、600万円はミスということになると思います。確認した上で、訂正します。パーセンテージについても、再度、確認します。ここは修正いたします。ありがとうございました。

○槇村座長

そうですね、私もちょっとおかしいなと。きっちりとまとめて、約ということでまとめていただければと思います。

それじゃ、収支状況の一番下の部分はよろしいでしょうか。事業費（施設整備経費を含む）の44%、この円グラフのところですかね。

○向山委員

そうですね、これはそうです。

○金箱課長

これは、事業費に対しての使用料収入か税金等かということなので、これについてはこれで間違いないと思います。

○槇村座長

言葉が2ページでは事業費という言葉を使っておられるんですけど、3ページの表には事業費という言葉がちょっと出てこないもので、大阪市の斎場経費という言葉であるとか、円グラフはただの支出と書いてありますので、2ページと3ページを見比べた場合、言葉が何か共通

か、統一しておいたほうがわかりやすいかなと思います。

○金箱課長

わかりました。その点は統一した表現にいたします。

○槇村座長

そのほか、1については4ページまでございますけれども、いかがでしょうか。私、計算していませんけど、大丈夫でしょうか。1、2、3つ目のポチ、39.9%で、下の、比較とね、5,000万円の削減効果があつて、この辺は合ってますか、大丈夫ですか。

○長瀬委員

予定価格とは違って、実際にかかっていた経費は4,700万円にプラス5,000万円ぐらいしたというのが実際にかかっていたということかなというふうに理解しているんですけど。

○向山委員

18カ月だから、年間ベースにするのに、3分の2にするんですかね。

○金箱課長

4,700万円というのは1年間ではないので、これを1年間に割り戻した部分と平成22年度の決算額のところと比較した部分で、差し引き5,000万円が出るということになります。単純にこの数字ですぐ出るというものではないので。

○槇村座長

計算していただいたら、こうなったということですね。

1の「現状について」、よろしいでしょうか。

それでは、次の2の「検討経過」、これは事実を書いただけでございますので、何か抜け落ちているところかございませんか。

○向山委員

これは、きょうの第8回の後で書くということになりますか。

○金箱課長

はい。最終的には、この8回を追記します。

○槇村座長

私もちょっと気がつかなかった。7ページのところ、第7回の下に第8回というのをに入れていただくという。

いいとは思いますが、ちょっと今、5ページのところに行っちゃっているんですけど、4ページの下のところ、需要予測のところにありますけども、これでいいと思いますけど、厚生省統

計、日本の将来推計の死亡人口の推計資料をもとに、大阪府が推定したところ、平成51年にピークを迎え、3万9,700件を超えると予測している。この大阪府が推計して、大阪府のピークの話ですね、わかりますかね。大阪府が推定したところ、大阪府を推定したところ。大阪府が統計をもとに推定されて、大阪府の人数がということですね。

○渡邊代理

正しく言えば、大阪府が推定したら、大阪府の火葬件数は、平成51年にピークを迎えて、3万9,700件になるという表現が正しいので、大阪府というのを入れます。

○榎村座長

あと、いろいろ検討していただいたので、どこかこんなこと、言ったとか、こんなことやったんだけど抜けているというようなことはございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

よろしいですか。そしたら、8ページの3の「項目別課題整理」について進めたいと思います。

このところも重要でございますので、何か記述、こういうので何か違う、何かがもしありましたら。

小さいことなんですけど、8ページと9ページはちょっと字のポイントが違ったり、枠の大きさが違うので、何か違うものかなと。上のこの項目別課題整理という文字は要らないんじゃないですかね。一連の表です。

○金箱課長

9ページの上の3のここは削除します。あと、体裁は何とかもう少し。

○榎村座長

後で。難しいと思うんですけどね。

○榎村座長

すいません。何か違うとね、説明文みたいにとられたりするといけないので、一連の表だとすぐわかるような、やはり同じポイントのほうがいいかと思うので。

○金箱課長

ご指摘の点は。

○榎村座長

内部資料である間はいいと思いますけど、出るときにはそろえておいたほうがいいかと。

○金箱課長

はい、わかりました。

○榎村座長

この中身の記述について、ちょっとわかりにくいとか、字がどうだというところ、ございませんでしょうか。大体いただいたご意見は書いてあるかなとは思いますが。

よろしいですか。そしたら、10ページのところの4の「運営形態別のメリットとデメリット」に入りたいと思います。

一応、直営と業務委託と指定管理者制度を比較した表になっております。

直営の3つ目のメリットというところですが、経験年数に応じた技術、このポツというのは、技術と知識のことですか。

○金箱課長

技術と知識ということで。

○榎村座長

技術と知識のポツですかね。行がずれたのかなと思って、違う。技術と知識。

○金箱課長

それも修正いたします。

○榎村座長

ここも重要なところでございますので、漏れや記載に誤りがないか、ちょっと見ていただけませんかでしょうか。

どうぞ。

○向山委員

ほんとうにつまらない形式なんですけど、指定管理者制度のデメリットの最後のところだけ、区読点がついております。すいません、それを。

○金箱課長

統一します。

○榎村座長

はい。そしたら、ここも重要なところで、みんな重要なんですけど、11ページのところに参りたいと思います。

「運営形態別の課題・評価について」というところで、安定性、経済性、サービスの質、リスク対応、公平性という観点からまとめていただいております。

何か、どこかございませんでしょうか。

○向山委員

経済性のほうで若干気になるんですけども、業務委託とか指定管理者制度において、5つ目の段落ですかね、競争原理が働くと、運営コストの削減効果が期待できるというところなんですけど、ここで言う、この運営コストというのは、大阪市が支出するものではなくて、受託者とか指定管理者が支出するコストが減らせるというか、減らすようなモチベーションが働いていくということだと思うんですよ。大阪市としては、もともとの委託費だとか、管理の管理料とかというのを支払っているんで、別に大阪市の支出がそれによって下がるというわけじゃないですよ。何かだから、確かにそこでコストは削減されるんだろうとは思いますが、ちょっと大阪市の支出を減らすということを1つの目的として、今、ここで議論している中では、これを入れるのはちょっと何か場面が違うかなという感じはします。

○槇村座長

ちょっと重要なところなので。

○向山委員

すいません、今ごろ言って。

○槇村座長

これは、そういうふうに取り取れる。書かれた意味は、こういう競争原理が働くような業務委託とか指定管理者制度を入れることで、大阪市のコスト削減ができるという意味でここに入れられたんですよ。

○金箱課長

そうです。

○槇村座長

その読み方はどうですかね。書き方が。

○長瀬委員

現状の業務委託の形でいえば、競争入札ということになっているので、これが5,000万円なのか、4,000万円なのか、安いほうをとるということになるので、そういう意味での競争原理で、競争性で安くなっているということを書かれたのかなというふうに、私のほうは読んでんですけど。

○金箱課長

今、長瀬委員がおっしゃるとおりの考えであります。

○槇村座長

文章的に何かちょっと。私もちょっとすっきりしないなとは、ずっと読んでいて

すけどね。とり違いがあるような。業務委託の3行がちょっと何かすっきりしない。

○渡邊代理

コストの削減に対して創意工夫を行うことが可能であるという表現があると、これは例えば指定管理者がそういう工夫をすることによって、自分が、5,000万円もらったやつを、3,000万円のできるよというふうにとれるので、ここをとったほうが。

○槇村座長

両方の意味が入っている。さっきの4ページのような、こういう入札で、市のほうがコスト削減できるという意味もあるし、今、向山委員がおっしゃったようなこともありますよね。ちょっと文章的に書き直したほうがわかりやすいですかね。

○金箱課長

それでは、運営コスト削減効果が期待できるというのは、やはり経済性の中でちょっと生かさない、比較にならないのかなと思いますので、今、渡邊が申しましたように、コスト削減に対して創意工夫を行うことが可能であるというところが、向山委員の、そこら辺がおかしいんじゃないかという点を考えて、そこを取るか、そこら辺は誤解を受けないような形で表現を考えるということによろしいでしょうか。

○向山委員

はい。そうですね。何か文章をここで考えるというのは、難しいですよ。

○玉井局長

だから、この一番下の2行の効率的な要員配置の観点、これは受託、あるいは受任した側で多様な雇用形態の採用。ここでさっき、ちょっと委員がおっしゃっていた意味の、会社としてのコストを落とせるというふうな意味につながってくるので、何でしたら、この上のところは、さっきのコスト削減から可能であることから削除して、この創意工夫を行うというところの意味合いを、最後の2行のところへちょっと加味させてもらったら。創意工夫の1つに、効率的な要員配置ということがあつて、そのほかいろいろ会社側で考えられたら、そっちの意味の経済性にとっても有利だというふうな、そんな趣旨でよろしければ、ちょっと文章を工夫させていただこうかなと思いますけども。

○向山委員

それなら結構です。

○金箱課長

では、今、局長からも話がありましたように、コストの削減に対し、創意工夫を行うことは

可能であることというところは、上のところは削除いたしまして、最後の効率的な要員配置の観点からというところに、その意味合いを考えた文章をつくるということでやらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○槇村座長

できましたら、弁護士さんですから、文章がきっちりとされていると思いますので、またちょっと見ていただいて。

○向山委員

拝見する機会が。

○金箱課長

わかりました。

○槇村座長

できればね、間違いなく読んでいただけるような文章にお願いしたいと思います。私もちょっとここ、すっきりしないなと思って、どうしたらいいかわからなかったのがこのまま。じゃ、よろしく願いいたします。

じゃ、あとのサービスの質とか、リスク対応とか、公平性のところはいかがでしょう。

このサービスの質とリスク対応も重要な課題でございましたので。よろしいでしょうか。お気づきがございましたら。

14ページのところの公平性というところがございますが、ここもちょっとごらんいただきたいと思います。最後2行ね、運営形態にかかわらず、大阪市の管理監督責任を自覚し、と書いていただいているので、それはどう言われてもと、公の施設であるということが書かれているかと思います。

そしたら、6番のほうに行ってよろしいでしょうか。

じゃ、6のところですが、斎場運営形態のあり方について。このまとめのようなところでございますけれども、ここ、一番まとめの重要な部分でございます。みんな重要ですので、それぞれ重要な課題を検討してきて、全体のまとめというようなところでございます。

言葉ですけど、16ページの最後ですけども、これは大阪市で出されるんですよね。そうすると、これは私が書いていたかもしれないんですけども、安定的に運営されることを期待しているというふうに書いたと思うんですけど、これは大阪市が出されるとすれば、文章としては、運営されることを期待しているといったら、ちょっと他人事みたいな書き方なので、ちょっと、大阪市環境局という市が出されるという体裁になると、ここは少し変えられたほうが、ちょっ

とおかしい感じがしますね。

○向山委員

ここは各委員の意見ということになるんですかね。

○金箱課長

そうですね。座長がおっしゃったように考えたんですけども、ここは各委員に共通する考え方を、どちらかというとストレートに書かせていただいたというふうな考えで。

○槇村座長

ここは各委員が考えたことということでよろしいですか。

○金箱課長

共通の考え方ということで最後の結びも先生方から、こういうのが出ているということで、期待しているという結びにそのまましたんですけども。

○槇村座長

何かいいのかな。ずっと市で、市が主語でずっと書いてこられて、6だけが委員が、各位委員に共通する考え方、委員はこういうふうに共通して考えていますよというのを、例えば書かれたとしたら、17ページの「おわりに」は、市の言葉ということになるんですよ。

○金箱課長

はい、「おわりに」というのは、大阪市の考え方というか、主語は大阪市になるというふうに考えていただいたらいいと思います。

○向山委員

第6項がそういうことであるとすれば、15ページの下から10行目のところにある、その各委員からは指定管理者制度が望ましい運営形態との意見でしたがというのが、ちょっと文書として座りが悪いですね。

○金箱課長

そうですね。今、向山委員がおっしゃった、本人が各委員からなんていうのはおかしいですから、ここはあくまでも指定管理者制度が望ましいという意見というのを書きたかったので、確かにこの各委員からはというのはちょっと余分というか、変な言葉なので、指定管理者制度が望ましい運営形態であるがというか、そういうことにして、ただ前後的に見て、そういう必ずしもいいことばかりじゃないというふうにつないでいくのがどうかなと思いますので、各委員からは、削除いたします。指定管理者制度が望ましい運営形態であるがというふうなことで、ちょっとそういうふうなニュアンスで文章をもう一度考えてみたいと思います。

○玉井局長

運営形態ではあるが、ですね。後ろ、ちょっと否定しているから。

○長瀬委員

そのちょっと下のさらにというところの、運営形態と直接の課題ではないもののというところがちょっと読みにくいかなと思ったんですけど。運営形態と直接関係のある課題ではないもののとか、何かそんな感じの意味合いに。

○槇村座長

すいません、もう一度どういう言葉だったらよろしいですか。

○長瀬委員

直接関係のある課題ではないものの、これはいかがですか。

○槇村座長

私はちょっとこれ、課題と関係ないことはないのですね、今すぐという関係ないというか、今すぐにはないけれども、今後多様化するニーズに対応したり、効率的な運営ができるような、これはもういずれ関わってくるので、差し迫ったもの、今回の差し迫った直営化、業務委託か指定管理者かという、直接ではないんですけども、本質的には、このサービスとか、効率性とか、みんな引っかかってくるので、直接の課題ではないというよりか、ちょっと表現が何かほかのほうがよくないですかね。ちょっと以前からここは違和感があるんですけど、何かいい言い方はないですかね。直近の運営形態の課題ではないものの。

○向山委員

この運営形態と直接の課題ではないもののというところをそのまま削除していただいても、文章としては別におかしくないし、すっきりするんじゃないですかね。

○槇村座長

何か入れるとちょっと変ですもんね。

○金箱課長

さらに、現在、あるいは将来という形ですか。

○槇村座長

そうそう。上までは、言ったら、ほんとうの制度上の運営形態のことを言っているんですよね。でも、それだけではなくて、本質的にはこういうことも現在、あるいは将来検討する必要があると言っているの、そのほうがわかりやすいんじゃないですかね。

○金箱課長

「さらに」を外しまして、現在、あるいは将来という部分に続けていくように考えさせていただきたいと思います。

○槇村座長

そのほうがすらっと読めるような気はします。

それじゃ、ここは期待していると、これでよろしいんですね。何となく私は変な気がしますけど。ずっと市のトーンで来ていて、最後のまとめだけが委員の意見というのも、何かどうなのかなというふうには思いますけれど、よろしいんでしょうかね。市は、じゃ、まとめた意見、こうだという意味は、言わなくていいという体裁になってしまうんですけれど。

○向山委員

この6項の最初の2行だけちょっと離して書いてあって、これからのことを検討してきたと。その前置きがあって、検討の中身として、それ以降書いていただいているという感じだと思うんですけどね。

○槇村座長

そう言えばわかりやすいですね。わかるかな。

○向山委員

検討してきた中で、下記のような意見もありましたというようなふうに書いていただければ、ここは委員が言ったことではないというのがわかりやすくなるんじゃないですかね。

○槇村座長

そうですね。いかがですか。検討してきた、それでさっきの。上では、各委員に共通する考え方とかが書いてあるんですけども、文章をふわっと読んでいくと、少しあれなので、足していただけたほうがいいんじゃないですかね。

○金箱課長

わかりました。下記のような意見がありましたということを踏まえたニュアンスで入れます。その後でちょっと離して、各委員に共通する考え方ということで最後、委員からの意見をいただいたということは、この会議の1つの目的でありますので、お願いいたします。

○槇村座長

そしたら、17ページの「おわりに」というところに、最後、行きたいと思いますが。

よろしゅうございますか。

そしたら、この「おわりに」というのは、「はじめに」に対応して、今後、これによりますと、今年の11月ごろを目途に、平成25年度からの斎場運営方針について具体的に策定してい

れるというふうにお伺いいたしました。

それでは、ご意見を承って、少し修正していくところが出てまいりましたけれども、語句等の修正については、市のほうにお任せしてよろしいでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは、第8回ということで、去年から随分と長く議論してきて、ほんとうに現場にも足を運んでいただき、ほんとうに熱心に忌憚のないご意見をいただいて議論を重ねてきたというふうに思います。こうした長い議論の末に、市のほうでまとめていただいたものでございますので、委員の皆様の熱にもおこたえしていただく形で、大阪市のほうで着実に実行していただきたいというふうに願っております。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうはこれで議事のほうを終了させていただきたいと思います。それでは、事務局のほうにお返ししたいと思います。

○金箱課長

槇村座長、どうもありがとうございました。語句の修正等はこちらの事務局のほうで最終版していきたいと思います。その点、また最後、確認はよろしくお願いいたしますと思います。

先ほど座長からもありましたように、この会議で最後になりますけれども、私ども大阪市玉井環境局長より、一言ご挨拶申し上げます。

○玉井局長

本日、ほんとうにお忙しい中をお集まりいただきまして、また長時間の会議、まことにありがとうございます。あわせまして、今、座長のほうからございましたように、昨年の8月から1年間かけて議論を進めてまいりました。ほんとうに真摯にご議論をいただきまして、さまざま貴重なご意見をちょうだいいたしましたこと、ほんとうにありがとうございました。改めまして、厚くお礼を申し上げます。

ご案内のように、この斎場の事業ですけれども、旧の厚生省の通知に基づき、ある意味大阪市として、粛々と直営で運営をしてきました。一方で、業務の特殊性というふうなこともあって、2年、3年前にはいわゆる職員配置の固定とか、ある意味厳しい言い方をすれば、漫然と職務に取り組むというふうな中で、例えば心づけ事案を生むというふうなこともございましたし、あるいはこの間の大阪市の市政の流れの中で、聖域なき改革をするというふうなことで、この直営で粛々とやってきた事業につきましても、やはり運営形態を抜本的に議論するというふうなことになります。それだけに、先生方にご議論いただくにも、非常に難しさも、多角的なご議論をいただくに当たってもそういう難しい要素もあったかというふうにも思いますし、今、ご紹介もいただきましたように、さまざま斎場に足を何度も運んでいただくということな

ど、ご負担もおかけしたことと思います。

いずれにいたしましても、そうした中でそうした経過を経て、今、意見集約というふうなことに至ったことについて、改めてお礼を申し上げたいというふうに思っております。大阪市では、このいただきました意見をもとにしまして、先ほど、この「おわりに」のところで記載をいたしておりますように、この11月を目指しまして、来年度以降のその運営方法について、しっかりと具体的な方向性というのか、方法というのを決めて、次年度の予算に向けたそういう作業に入っていきたいというふうに考えております。もちろん、その際には、やはり斎場は亡くなられた方々にとっての、人生の締めくくり、そしてご遺族の方々にとっての、また故人とのお別れの場というふうな、そういった場というふうなことを、我々、しっかり念頭に置いて検討をしていきますし、公平性のところで記載をいただいていますように、大阪市のまさに責任を持つ事業であるというふうなことを念頭に置いて進めたいというふうに思っております。

最後になりましたけれども、座長、お引き受けいただきまして、槇村さん、ほんとうにありがとうございました。また、他の先生方につきましても、ほんとうに長期間お世話になり、ありがとうございました。これに懲りずにといいいますか、本市の斎場運営ということだけでなく、いろいろ環境行政も今非常に注目されていますし、幅広く事業に取り組んでおりますので、またいろんな観点から、ご指導なり、ご協力を賜ればというふうに思っております。ほんとうにありがとうございました。

○金箱課長

今回の会議をもちまして、斎場運営形態検討会議、終了させていただきます。ほんとうに委員の皆様、長期間、またいろいろと熱心なご議論、ありがとうございました。この場をお借りして再度お礼を申し上げたいと思います。ほんとうにありがとうございました。

大阪市立斎場運営形態のあり方について

平成24年10月

大阪市環境局

目 次

□ はじめに	1
1 現状について	2
2 検討経過について	5
3 項目別課題整理について	8
4 運営形態別のメリットとデメリット	10
5 運営形態別の課題・評価について（主な意見）	11
6 斎場運営形態のあり方について（各委員に共通する考え方）	15
□ おわりに	17

（参考資料）

資料1	墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて （昭和43年旧厚生省通知）
資料2	大阪市立斎場の配置
資料3	大阪市立斎場の概要
資料4	職員配置表
資料5	大阪市立斎場別火葬件数
資料6	時間帯別火葬件数
資料7	主な政令指定都市の斎場運営状況
資料8	府下主要都市の斎場運営状況
資料9	東京都23区内の斎場運営状況
資料10	斎場利用者アンケート調査結果
資料11	斎場運営形態検討会議開催要綱
資料12	斎場運営形態検討会議名簿
資料13	特定非営利活動法人 日本環境斎苑協会 提供資料

□ はじめに

大阪市では、平成 23 年 8 月より経済・法律等の専門家及び学識経験者などの委員の下、より効率的な市立斎場の事業運営を行うことを目的に斎場運営形態検討会議（以下、検討会議という）を開催し、平成 23 年 10 月に火葬業務の民間委託を実施した小林・佃斎場の状況も鑑み、本市の火葬事業の現状と課題を踏まえ、今後の斎場運営のあり方について、議論を重ねてきました。

火葬は、市民生活にとって必要不可欠なものであり、斎場は、遺族にとって単に火葬を行う場というだけでなく、故人との最後のお別れのため、火葬業務の執行にあたっては、葬儀慣習や市民感情を意識した厳粛な対応が求められます。

また、将来的な火葬件数の増加が予測されるとともに、市民のライフスタイルや葬送に対する考え方の変化にともない火葬に対するニーズも多様化しているなか、斎場の経営・運営についても提供するサービスを向上させ、より柔軟で効率よく運営していくことが求められています。

斎場の経営主体については、「墓地、埋葬等に関する法律」が基本となりますが、昭和 43 年の旧厚生省通知により、原則として市町村等の地方公共団体でなければならないとされており、地方公共団体以外で行う場合は、宗教法人または公益法人に限定され、民営の斎場は原則的に許可されないことになっています。

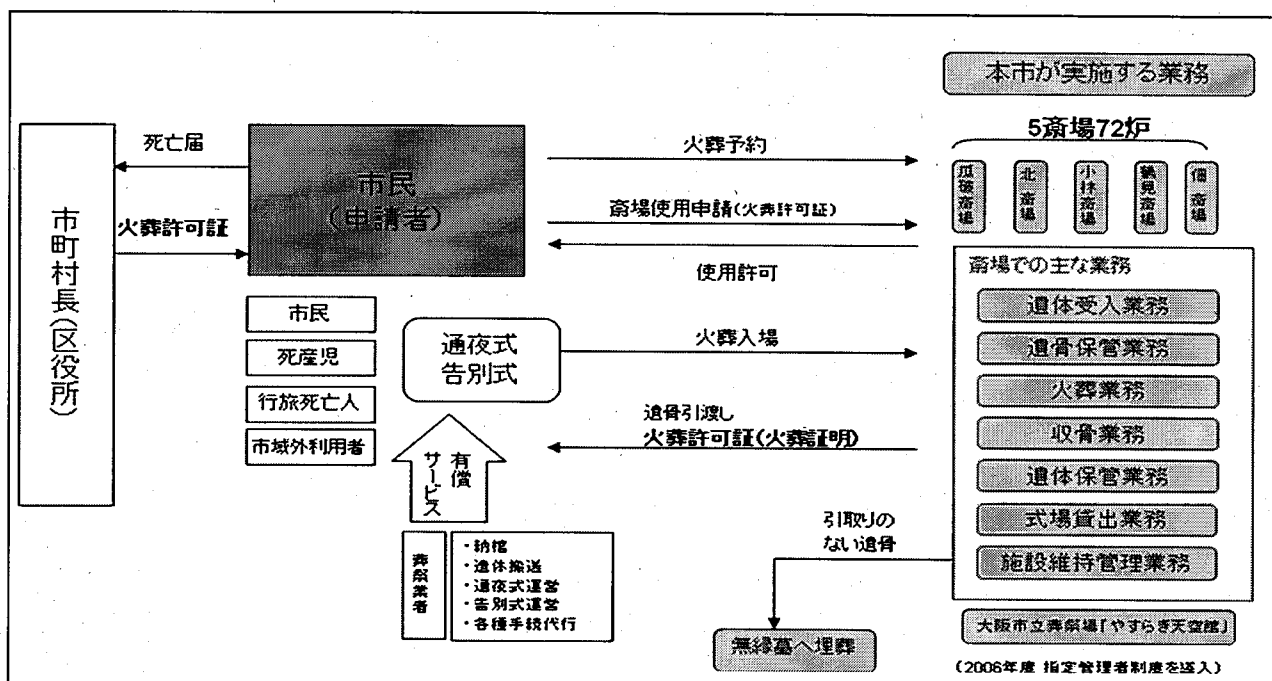
もっとも、その運営形態については、時代の変化とともに、全国各地の地方公共団体において、業務委託、指定管理者制度の導入、PFI 制度の導入など様々な手法が取り入れられています。

このようなことから、市民の葬送に対する意識が多様化している現状を踏まえ、さらに今後の人口動態や火葬需要の動向を見据えて、市民ニーズに対応できるような施設や運営手法のあり方を検討するとともに、運営コストの削減を行いつつ、利用者のサービス水準向上を図るため、業務委託の拡大や指定管理者制度の導入を含めて市立斎場運営形態のあり方について検討を行い、各委員より多岐にわたる意見を頂戴したところであります。その意見をこのたび、本書のとおり取りまとめを行ったところであります。

1 現状について

- ・大阪市の斎場運営については、本来公益的性格をもつものであり、地方公共団体が経営するのが妥当であるとの見地から、明治 40 年に民間火葬場を買収し、その後、市域の拡張などにより、統廃合を経て、現在に至っている。
- ・昭和 23 年 5 月に「墓地、埋葬等に関する法律」が制定された当初、火葬場等の経営主体については、明確に規定がなかったため、旧厚生省が昭和 43 年 4 月 5 日付で、「(前略) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営主体については、(中略) 原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは、墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものであり(後略)」と通知していることから、これらに基づき、現在、大阪市が経営している。
- ・現在は、瓜破・北・小林・鶴見・佃の 5 ヶ所の市立斎場で元日を除く年 364 日火葬業務を行っている。年間の火葬件数は約 3 万件となっており、今後も増加傾向にある。
市立 5 斎場は、大阪市内各所から概ね 4 キロ程度の範囲に配置している。
- ・大阪市は、阪神・淡路大震災時において、関係市町村の要請により、24 時間の火葬体制を取り、約 500 件の火葬支援を行った。
また、東日本大震災においても、国からの火葬受入能力の照会に対して、通常の火葬能力に加え、1 日あたり 50 件の火葬受入が可能であると回答したが、業務委託を行っている都市では、大規模災害発生時の対応を契約書に盛り込んでいなかったため、支援体制がとれないといった事例があった。
- ・大阪市立斎場における収支構造については、収入として、火葬料と式場の使用料などがあり、支出としては、斎場職員の人件費と火葬にかかる燃料費、設備保守点検などの施設維持管理経費や火葬設備のオーバーホールなどの施設整備経費がある。
- ・斎場の事業費を平成 22 年度決算額で見ると、燃料費や施設整備費などの物件費が約 6 億 8 百万円で 57%、人件費は約 4 億 6 千万円で 43% となっている。
- ・収支状況については、事業費(施設整備経費を含む)の 44% を料金等の収入で確保しているが、残る 56% を市税でまかなっている。

○ 斎場業務の流れ



○ 大阪市立斎場の事業費 (平成 22 年度)

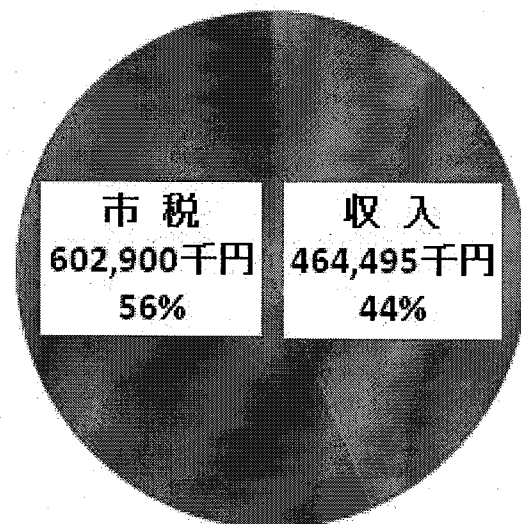
		金 額
収入	火葬料	364,029
	火葬件数	(29,004件)
	式場使用料	95,126
	式場利用件数	(4,829件)
	斎場手数料等	5,340
	合計 ①	464,495

支出	人件費 ②		459,518
	物件費	燃料費等	317,079
		斎場管理費	87,485
		施設整備費	203,313
	合計 ③		607,877
	合計 ④(②+③)		1,067,395

市税	⑤(④-①)	602,900
----	--------	---------

(単位: 千円)

事業費
1,067,395千円



- ・平成 23 年 10 月から効率的な事業運営を行い、斎場運営経費の削減を図るとともに、直営斎場と民間委託斎場を並存させ、市民から比較評価を受けることによって、従来にない競争意識の高揚が期待できることを目的に、斎場の規模を考慮して、小林・佃斎場における技能職員の業務を一般競争入札により民間委託している。
- ・今回の小林斎場・佃斎場火葬業務委託の入札結果では、最低制限価格を設定していなかったため、予定価格 118,959,000 円に対して、47,520,000 円の落札であった。

名称	小林斎場・佃斎場火葬業務委託 長期継続
業務委託期間	平成 23 年 10 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日 (18 か月)
予定価格 (円) 税抜	118,959,000
落札金額 (円) 税抜	47,520,000
落札率	39.9%

- ・このようなことから、直営で実施していた火葬業務を民間に委託したことによる効果額として、平成 22 年度決算の直営実施時の人件費と火葬設備保守点検などの物件費を落札金額から年間ベースで算出して、比較すると約 5 千万円の削減効果があった。
- ・斎場利用者及び葬祭業者を対象に直営斎場と民間委託を実施した斎場における事業執行状況や利用者へのサービスの提供状況について、斎場利用者アンケート調査を平成 24 年 1 月から 2 月にかけて実施したところ、利用にあたり、どちらも、概ね「満足」との評価となり、直営と民間委託では大きな差は見られなかったが、斎場職員の対応や斎場施設に関する要望・改善すべき点についての意見があった。
- ・また、今後の火葬需要予測については、高齢社会を反映して、今後火葬件数が増加する傾向にあるとの観点から（財）厚生統計協会発行「日本の将来推計人口」の死亡人口の推計資料を基に大阪市が推定したところ、大阪市の火葬件数が平成 51 年にピークを迎え、39,700 件を超えると予測している。

2 検討経過について

- ・ 斎場運営形態検討会議では、各委員の幅広い観点から、大阪市の火葬事業の現状を十分に踏まえ、直営と民間委託を比較評価・検証するとともに、今後の斎場運営のあり方についての意見を聴取し、本会議を開催してきた。これまでの検討経過は、次のとおりである。

第1回	【開催日】	平成23年8月22日（月）
	【議事内容】	大阪市立斎場の概要について、斎場事業の経過、葬儀習慣、斎場業務など。 本市職員の業務実施状況、斎場業務の現状を把握するため、現地視察（小林・佃斎場）を実施。
	【配布資料】	資料 大阪市立斎場の概要 ・ 斎場運営経過・斎場配置 ・ 葬儀慣習 ・ 市立斎場の概要 ・ 火葬件数《平成21年度・22年度》 ・ 斎場利用状況 ・ 斎場業務内容 ・ 1日の火葬業務の流れ ・ 小林斎場・佃斎場火葬業務委託
第2回	【開催日】	平成23年11月1日（火）
	【議事内容】	検討項目の比較方法と会議の進め方を検討。 直営で実施している斎場と民間委託を実施した斎場における事業執行状況や施設活用状況、利用者へのサービスの提供状況などについて、斎場利用者及び葬祭業者に感想や意見を聴取するために行う斎場利用者アンケートの方法を検討。 委託業者の業務実施状況を把握するため、現地視察（小林・佃斎場）を実施。
	【配布資料】	＜参考-1＞ 斎場入場時間帯枠の拡大について ＜参考-2＞ 大阪市立斎場 火葬件数実績（平成18年度～平成22年度） ＜資料1＞ 検討項目の比較方法と会議の進め方について ＜資料2＞ 斎場利用者アンケートの実施方法について
	【開催日】	平成24年1月13日（金）～2月2日（木）
	【議事内容】	各委員が瓜破・北・小林・鶴見斎場の業務実施状況を把握するため、現地視察を実施。

第3回	【開催日】	平成24年2月7日（火）
	【議事内容】	主な政令指定都市・府下主要都市及び東京都23区内における斎場運営状況について、比較検討。 斎場利用者及び葬祭業者あてアンケート集計結果について、直営と比較した事業の執行状況、事業の改善状況の有効性、施設活用状況の効率性及び利用者へのサービスの提供状況の公平性などについて、調査結果を踏まえ検討。
	【配布資料】	資料 - これまでの斎場運営にかかる市政の動き - 大阪府市統合本部について（第1回大阪府市統合本部会議資料（抜粋）） 第3回 斎場運営形態検討会議 資料 - 主な政令指定都市の斎場運営状況 - 府下主要都市の斎場運営状況 - 東京都23区内における斎場について - 大阪市立斎場利用者アンケート調査の概要 - 大阪市立斎場ご利用者様アンケート調査集計結果（葬祭業者様宛） - 大阪市立斎場ご利用者様アンケート調査集計結果（ご利用者様宛） - 本市斎場運営にかかる葬祭業者あてアンケート調査の概要 - 大阪市立斎場運営にかかるアンケート調査結果（速報） - 大阪市立斎場運営にかかるアンケート調査結果（速報） 葬祭業者よりご意見（抜粋） - 大阪市立斎場ご利用者様アンケート
第4回	【開催日】	平成24年3月29日（木）
	【議事内容】	堺市及び八尾市の斎場運営状況を把握するため、現地視察を実施。
	【開催日】	平成24年4月12日（木）
	【議事内容】	主な政令指定都市の斎場運営状況について、形態別（直営・業務委託・指定管理者）の経費を比較検討。 本市斎場運営にかかる葬祭業者へのアンケート集計結果について、事業の執行状況や事業の改善状況の有効性、利用者へのサービスの提供状況の公平性や民間委託にかかる意見などについて、調査結果を踏まえ検討。 特定非営利活動法人 りすシステム並びに日本環境斎苑協会、東京博善株式会社より斎場運営にかかる意見を聴取した。
	【配布資料】	第4回 斎場運営形態検討会議 資料 - 主な政令指定都市の斎場事業費比較 - 本市斎場運営にかかる葬祭業者あてアンケート調査の概要 - 大阪市立斎場運営にかかるアンケート調査結果 - 大阪市立斎場運営にかかるアンケート調査結果 葬祭業者よりご意見（抜粋） - 大阪市立斎場運営にかかるアンケート - 特定非営利活動法人 りすシステム 定款 - 特定非営利活動法人日本環境斎苑協会 資料

第5回	【開催日】	平成24年5月31日（木）
	【議事内容】	斎場運営に関する課題について、これまでの検討結果を踏まえ委員の意見の中間とりまとめを行った。主な意見は次のとおり。 ・ 委託にあたっては業務の特殊性から、価格競争だけでなく質の良いサービスの提供を検討することが重要であり、業者選定条件を検討する必要がある。 ・ 競争性の確保の観点から、民間委託の規模（単位）を検討する必要がある。 ・ 大規模災害発生時の対応について検討する必要がある。 ・ 指定管理者制度の導入にあたっては、価格面と共に市民サービスの質を重視するような評価も必要である。
	【配布資料】	第5回 斎場運営形態検討会議 資料 ・ はじめに ・ これまでの検討経過 ・ 斎場運営について 委員意見一覧 ・ 今回の検討経過
第6回	【開催日】	平成24年7月9日（月）
	【議事内容】	事務局から最終とりまとめに向けて、これまでの会議での検討経過や委員の意見を中間的に整理した案を提示。 今回出された意見を合わせ、最終意見を取りまとめることとした。 指定管理者制度に伴う業務範囲及び他都市における導入状況について、メリット・デメリットを比較検討。
	【配布資料】	第6回 斎場運営形態検討会議 資料 ・ 斎場業務における業務委託と指定管理者制度の業務範囲について ・ 指定管理者制度の導入状況について（他都市） ・ 市立斎場の運営形態のあり方について（意見の中間とりまとめ）
第7回	【開催日】	平成24年8月6日（月）
	【議事内容】	前回の会議に出された意見を踏まえ、最終意見に向けて、意見交換。
	【配布資料】	第7回 斎場運営形態検討会議 資料 ・ 市立斎場の運営形態のあり方について（案）
第8回	【開催日】	平成24年9月14日（金）
	【議事内容】	各委員の意見を踏まえ、大阪市が作成したとりまとめについて、意見交換。
	【配布資料】	第8回 斎場運営形態検討会議 資料 ・ 大阪市立斎場運営形態のあり方について
	【開催日】	平成24年10月18日（木）
	【議事内容】	大阪市のとりまとめに対して、各委員との意見交換のうえ、最終確認を行った。

3 項目別課題整理について

- 今後の斎場運営形態のあり方を検討するにあたり、斎場という事業の特性から「サービスのあり方」、「業務の効率性と改善」、「施設のあり方」、「その他」の項目を「当面」「中長期」に分けて課題整理した。

項目	サービスのあり方について	業務の効率性と改善について
当面課題	・ 斎場は、単に火葬を行うというだけでなく、遺族にとって最後のお別れの場であり、市民感情を意識した厳粛な対応が求められることから、単に経済面だけでなく、いかに利用者に満足していただける質の良いサービスを提供できるかが重要である。 ・ 時代に応じた市民の多様なニーズ(直葬、家族葬などの葬儀の簡素化など)に柔軟に応えられるサービスを実施することが望ましい。 ・ 現在の運営形態においても運営コストの削減や利用者へのサービスの多様化、施設のリニューアルを可能な範囲で実施する必要がある。(※1) ・ 利用者に対して、丁寧でかつ公平な対応を行うことが求められており、そのためのサービス水準維持やチェック体制の充実が必要である。 さらに、サービス水準を維持向上させるため、受託者から教育・研修体制や業務マニュアルを提出させるとともに、より円滑な業務の執行や監督指導のために大阪市のチェック体制を一層充実する必要がある。 ・ 民間に委ねる範囲については、業務の効率化、利用者サービスの質を向上、大規模災害時の緊急時対応等を考慮して、実施する必要がある。 ・ 火葬料の納付など斎場利用者の各種手続きは、利用者の利便性を考慮し、より身近な区役所等で一括して行えるようにする必要がある。 ・ 葬送に関わる人の教育システムとして、専門性を高めて資格のようなものを国や地方自治体レベルにおいて、確立することによってサービス水準を上げることが望ましい。	・ 5 斎場の設備は斎場によって、新しさ、広さなどが大きく異なっており、また、時間帯によっても利用率に差があることから、斎場や時間帯によって料金変更するなど、より効率的に運営する必要がある。 ・ 利用者のプライバシーの確保や効率性など、市民ニーズに応じた施設改修等を実施する必要がある。(※2) (例えば、炉前での可動式パーテーション・収骨室の設置・休憩室改修) ・ 施設維持管理において、要員の一元的管理や故障時の緊急対応など施設の稼働を継続するための効率的な管理体制をより一層実施する必要がある。 ・ 現在は、各斎場単位でデータ管理されているが、斎場、火葬炉の利用時間帯を総合的・一元的にデータ管理し、斎場全体の利用率をあげる方策を講じる必要がある。 ・ 近隣自治体との連携により、利用者が斎場利用の選択幅が広げられるような策を講じる必要がある。
中長期課題		・ 小林、佃斎場などの小規模斎場を維持管理経費など経済性・効率性の観点から、集約化または廃止も含め検討する必要がある。(※3) ・ 施設の老朽化や再整備への対応として、PFIなど民間資金の活用等を含め、大阪市の財政負担を軽減するため、より効率的な手法を検討する必要がある。

(※は、複数の項目に関わる意見であり、再掲している)

項目	施設のあり方について	その他
当面課題	・現在の運営形態においても運営コストの削減や利用者へのサービスの多様化、施設のリニューアルを可能な範囲で実施する必要がある。（※１） ・利用者のプライバシーの確保や効率性など、市民ニーズに応じた施設改修等を実施する必要がある。（※２） （例えば、炉前での可動式パーテーション・収骨室の設置・休憩室改修） ・告別式場を場所貸しだけでなく、それ以上の利用者の立場に立ったサービスを実施する必要がある。	・民間活用にあたっては、価格面だけでなく、サービス水準維持向上のため委託条件（仕様書等）、指定管理者選任条件を整理して、実施すべきである。 ・市民サービス向上の視点から、契約期間を複数年にわたるなど一定期間設けることや業務内容など円滑に引き継ぎが行える効率的で安定的な運営方法にする必要がある。
中長期課題	・市民の葬送意識の多様化や、直送、葬儀の家族葬・少人数化などの傾向を踏まえ、市民ニーズに対応できる施設の環境を改善する必要がある。 ・今後、斎場の建替えを実施する場合は、火葬需要の増加が予想されるなか（その後、減少することも考慮したうえで）東京で主流となっている火葬時間の短いロストル方式を採用するなど、市民ニーズに配慮するとともに、効率的に火葬を行うことができる施設改修を実施すべきである。 ・小林、佃斎場などの小規模斎場を維持管理経費など経済性・効率性の観点から、集約化または廃止も含め検討する必要がある。（※３） ・各斎場に遺体保冷設備を整備し、施設利用の時間的な平準化を図る必要がある。 ・今後需要の増加が予想されるなか納骨堂の併設や無縁仏への対応も実施する必要がある。 ・新たな大都市制度を予定していることから、府下の近隣都市との共同利用など、効率的な施設整備や配置を考える必要がある。	

（※は、複数の項目に関わる意見であり、再掲している）

4 運営形態別のメリットとデメリット

- ・ 直営、業務委託、指定管理者制度の性格やメリットとデメリットを整理した。

運営形態	直 営	業務委託	指定管理者制度
大阪市の現状	瓜破・北・鶴見斎場において、大阪市が直接管理運営している	平成 23 年 10 月から小林・佃斎場において技能職員にかかる業務を委託している	実施していない
性 格	・ 自治体職員による業務の執行 ・ 業務命令により執行する	・ 契約に基づく業務の執行委託 ・ 契約で定められた業務の範囲での業務執行を行う ・ 大阪市は業務の指示を受託者に行う（大阪市の現場で直接、従事者に指示することはできない）	・ 指定（行政処分的一种）により公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任 ・ 受任者は条例で定められた公の施設の管理を自己の責任で行う ・ 管理権限を委任されることで柔軟な運営ができる
メリット	・ 運営の安定性が極めて高い ・ 経験年数に応じた技術と知識の継承が円滑に行われる ・ 大震災などの緊急時対応が確保しやすい	・ 経費の削減効果が高い ・ 業務内容に基づき実施するため、行政コントロールが効きやすい	・ 経費の削減効果が高い ・ 処分性のある「使用の許可」などが可能である ・ 大阪市と指定管理者がリスク分担することにより、事業運営リスクが軽減できる ・ 民間のノウハウを活かした柔軟なサービスが提供できる
デメリット	・ 効率性や経費の面で課題がある ・ 利用者の評価結果（アンケート）では、優位性が認められていない ・ 運営が硬直的で柔軟な対応が困難である	・ 経営破綻による事業中断などリスク管理が必要となる ・ 災害等予期せぬ想定外の事態において契約上定めていない場合、対応が困難である	・ 経営破綻による事業中断などリスク管理が必要となる ・ 災害等予期せぬ想定外の事態において協定上の定めがない場合、対応が困難である

5 運営形態別の課題・評価について（主な意見）

（１）安定性

大阪市の斎場は、元日を除く年間364日業務の遂行がなされており、平成23年度の火葬件数は、31,076件で1日当たり約85件の火葬を実施している。したがって、毎日の火葬を継続して安定的に行えることが必要である。

この点に関して、運営形態別に考察すると、まず、直営は経済状況の影響を受けることが少なく、職員が長期間同じ業務を経験することにより一定水準のサービスを安定的に行える。また、経験の蓄積により技術の習得、スキルアップが図られる。

業務委託・指定管理者制度においては、受託者・受任者の経営状況により倒産もしくは事業運営が困難な事態が生じる可能性が絶えず内在する。

また、契約等により一定期間の運営となることから、受託者等が交替することがある。これに伴い運営方法の変更などサービス水準について変動することも想定される。したがって、当然のことながら、社会情勢等の影響を受けにくく、経営主体の変更が生じない直営が業務委託・指定管理者制度よりも安定的な運営が見込まれる。

（２）経済性

斎場運営において経済性を考える場合に運営コストの削減効果と効率的な要員配置という観点が考えられる。

斎場の運営経費（維持管理費）には、人件費と物件費があり、人件費としては職員の給与等であり、物件費は主なものとして燃料（灯油・ガス等）や光熱水費、消耗品費及び委託料である。

業務委託・指定管理者制度においては、競争性が発揮されるような発注の組み合わせや分割の仕方を行うことで競争原理が働き、運営コストの削減効果が期待できる。

一方、直営では、給与削減や物件費の削減努力は認められるものの、民間事業者ほどの効果は期待できない。

効率的な要員配置の観点からも、業務委託・指定管理者制度においては、多様な雇用形態の採用など創意工夫を行うことが可能であり、直営の場合よりも経済性において有利である。

(3) サービスの質

斎場は、単なる火葬を行う場所というだけではなく、遺族にとって最後のお別れの場所であり、利用する人々の感情を意識した厳粛な対応が求められる。サービスの質もそのような市民感情を満たすものでなければならない。

直営には豊富な経験に基づき蓄積された火葬技術の知見があり、一定のサービス水準を確保している。利用者及び葬祭業者からのアンケート調査においても概ね満足を得られている。

ただし、今後のサービスの質の向上、市民の多様なニーズへの柔軟な対応は職員の意識の向上や改革意欲に関わっており、従前のやり方の踏襲、意識のままではそのようなサービスの実現は期待しがたい。

業務委託は、契約に基づく業務遂行という制約があるため受託者が任意に業務内容を変更するには限界があり、柔軟な業務の運用による劇的な改善は期待しにくい。したがって多様な市民ニーズに柔軟に応えられるかは疑問がある。

指定管理者制度では、広範な管理権限を委任されることにより民間ノウハウを活用したサービスの提供、創意工夫による市民ニーズへの対応が可能である。

しかしながら、指定管理者制度の導入が即、サービスの向上に繋がるという訳ではない。選定基準等の設定などにより良質なサービスの確保を図ることや市民ニーズへ柔軟に対応できる内容を指定管理者と協定することにより実現可能となる。

また、大阪市は委任後の従業員研修やサービスの提供状況を定期的に確認する体制を一層充実することで良質なサービス水準の確保、サービスの向上が図られることになる。

このような点を十分に考慮して、指定管理者制度を導入する場合、サービスの質の向上がもっとも期待できる。

他方、直営の持つノウハウ、高度の火葬技術というメリットを民間事業者に円滑に引き継ぎができるような方策を検討すべきである。

(4) リスク対応

過去には阪神淡路大震災が、直近では東日本大震災という大規模災害が発生している。また、かつてない集中豪雨による風水害などの自然災害も増大している。

さらに、電力需給の逼迫による計画停電など予期せぬ緊急事態も続発している。このように大規模災害の発生や緊急対応を求められる新たな事態が増加している。

大阪市が直接被災した場合や近接の自治体が被災した場合、一時的に急増する火葬件数への迅速な対応が求められる可能性がある。また、計画停電等の実施では通常の業務体制の変更を余儀なくされることになる。

直営は、このような非常時対応において、必要な増員配置、通常時とは異なる受付・業務遂行体制の措置、火葬時間帯の変更などが可能である。また、大阪市が直接的な状況を踏まえた指示の下、積極的な対応が期待できる。

業務委託の場合は、契約であらかじめ条項を定めていない場合、受託者側の事情、例えば要員確保等が困難であることなどから対応できない危険性がある。したがって、想定できる事象はあらかじめ契約条項に盛り込むことが必要である。想定外の事態については別途、直営職員で対応するなど緊急的措置を取らざるを得ない可能性がある。

また、委託業者に指示を行う場合には、受託者を通じて現場職員に指示命令をしなければならないため、大阪市の意思が円滑に伝わらない場合があるという問題点も想定しておく必要がある。

指定管理者制度では、業務委託と同様にあらかじめ協定で定めてある内容については緊急時の対応も可能であるが、想定外の緊急事態への対応について大阪市が直接、管理運営権を有することができるような協定を交わすなどの対策により直営対応と同様の措置が行えるように備える必要がある。

このように大災害等の非常事態の場合には直営に優位性が認められるので、当面このような大規模災害が想定される中、非常時対応できる核となる直営斎場により民間との競争性を求めつつ緊急時対応を想定することも必要である。

(5) 公平性

一般の利用施設とは異なる特別な場である斎場は、遺族にとって亡くなられた方との最後のお別れの場であり、利用者の市民感情を考慮すると丁寧かつ公平な対応が求められる。

また、公の施設ということから宗教・宗派を問わない公平な対応が一層求められるところである。

これら公平性については、どの運営形態においても欠くことのできないところであり、組織としての高い倫理観、組織統制が担保されなければならないものである。

したがって、いかなる運営形態をとった場合においても、大阪市自身が管理監督責任を自覚し、指導をしっかり行い公平性を担保することが必要である。

6 斎場運営形態のあり方について（各委員に共通する考え方）

大阪市では、検討会議を開催して、大阪市立斎場の運営形態について、現状と課題の分析をはじめ、これからのあり方を検討してきた中で、次のような各委員に共通する意見がありました。

まず、「サービスのあり方」「業務の効率性と改善」「施設のあり方」「その他」の4項目で、「当面の課題」と「中長期の課題」に分けて整理した。そのほとんどが当面の課題として対応しうるものである。

次に直営、業務委託、指定管理者制度の運営形態別に、その性格やメリットとデメリットを整理した。さらにそこから考えられる運営形態別に、「安定性」「経済性」「サービスの質」「リスク対応」「公平性」の観点で評価し、課題を整理した。

以上の検討から、直営、業務委託、指定管理者制度の3つの運営形態を比較した結果、指定管理者制度に優位性があると考えられる。

しかし、どの様な運営形態においても、メリットとデメリット、また課題がある。したがって、メリットを活かし、デメリットを最小限に抑え、課題を解決する工夫が必要である。

指定管理者制度では、管理権限が委任されることで、受託者が民間のノウハウを活かして市民ニーズに対応した柔軟な運営が行える、経費の削減効果がある、指定管理者とリスク分担することにより、大阪市の事業運営リスクが軽減できる、といったメリットがある。

一方で、指定管理者制度を適用する際には、経営破たんによる事業の中断が起きること、災害など予期せぬ緊急の事態において協定上の定めが無い場合は、対応が困難になることが予想される。そのため、対策を詳細に講じておく必要がある。

また、直営により長年蓄積されたサービス水準の維持や技術の伝承等をどのように取り込んでいくのかも十分に考慮していかなければならない。

指定管理者制度が望ましい運営形態ではあるが、全国的に見て、指定管理者制度による受託者が炉メーカーなどに限られる等の状況を考慮すると、当面は、直営と指定管理者制度を並存させ、状況を把握しながら順次指定管理者制度を拡大していくことが望ましい。

さらに、現在あるいは将来、斎場運営に密接に関係する課題として、多様化する市民ニーズに対応するとともに効率的な運営ができる施設・設備のあり方や、火葬需要への対応についても検討した。

例えば、施設面では現在老朽化している斎場の効率的な運営の観点から規模

や配置はどうあるべきか、また火葬需要のピーク時期にある平成 51 年には、現在の火葬件数から約 9,000 件も増加して 3 万 9,700 件という予測から、この増加の状況とともに、一方、ピーク後の減少期を見越した対策も検討していく必要がある。

さらに、葬儀を行わない直葬や家族葬など葬儀の小規模化など、市民の多様なニーズに、どのように応えるのかについても併せて検討していく必要がある。

こうした多岐にわたる課題について、今後十分な検討を行い、現状においても改善できることは早急に改善し、今後も市民サービスの向上につながるように、大きな時代の変化に対応した斎場を安定的に運営されることを期待している。

□ おわりに

1年にわたり検討会議を開催し、種々検討を重ね委員より様々な見地より意見を頂戴いたしました。

本市が過去に担ってきた長い歴史的経過を踏まえ、どのような運営形態にかかわらず安定的な斎場運営に取り組み、より一層市民サービスの向上を不断に追求していく必要があると考えております。

また、中長期的には今後、増加する火葬ニーズに十分対応できる効率的な施設整備も併せて検討を深めてまいります。

いずれにしても、斎場は遺族にとって故人との最後のお別れの間であるという特性を十分考慮するとともに、各委員の意見を基に、平成24年11月中に平成25年度からの斎場運営方法について具体的に策定してまいります。

(参考資料)

(43) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて

(昭和43. 4. 5 環衛第8058号
環境衛生課長から各都道府県、各
指定都市衛生主管部局長あて通知)

近年、株式会社等営利を目的とする法人に対して墓地の経営を許可する事例が見受けられるが、従来、墓地、納骨堂又は火葬場の経営主体については、昭和21年9月3日付け発警第85号内務省警保局長、厚生省衛生局長連名通知及び昭和23年9月13日付け厚生省発衛第9号厚生次官通知により、原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。これは墓地等の経営については、その永続性と非営利性が確保されなければならないという趣旨によるものであり、この見解は現時点においてもなんら変更されているものではない。従って、墓地等の経営の許可にあたっては、今後とも上記通知の趣旨に十分御留意のうえ、処理されたい。

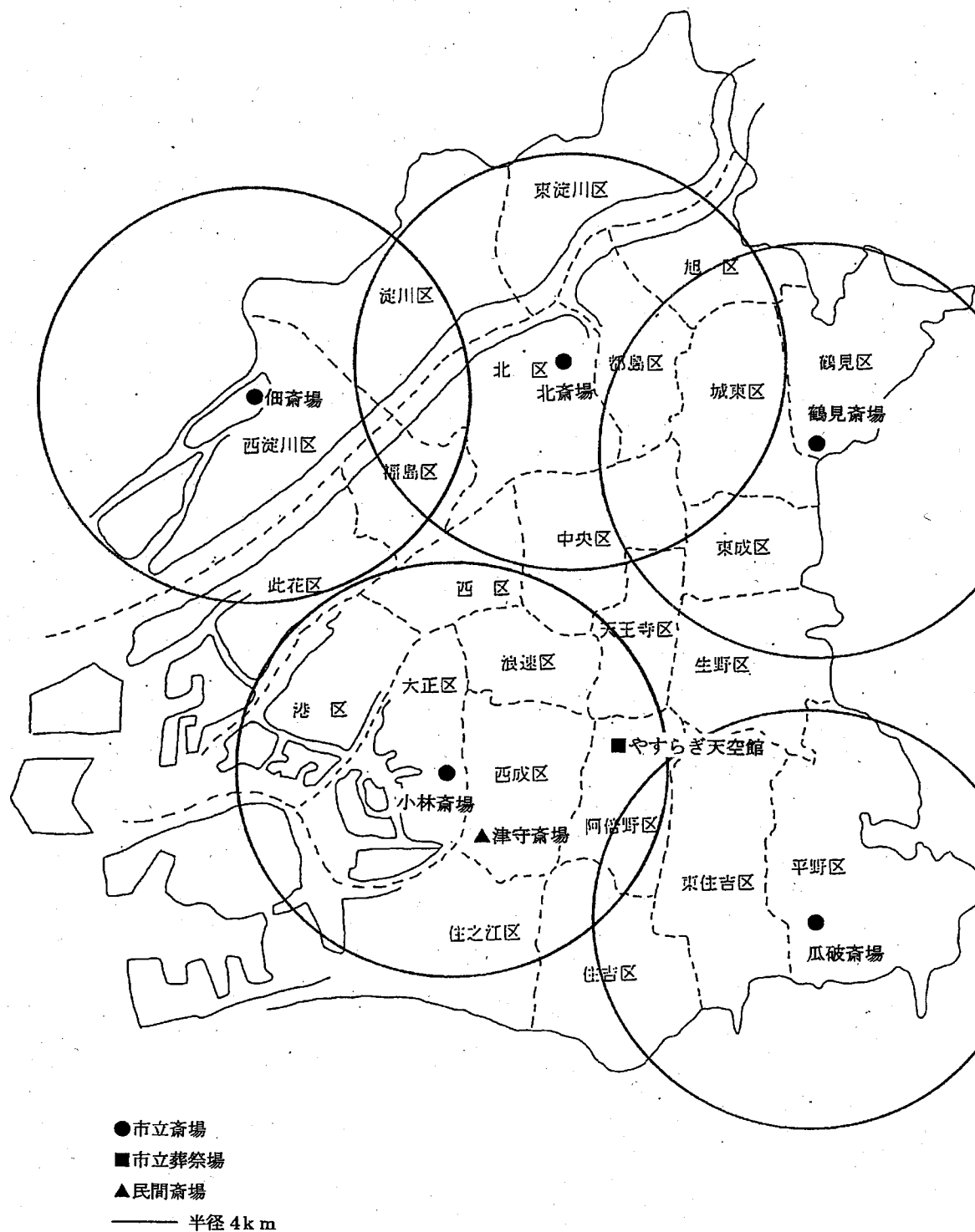
(48) 墓地等の経営について

(昭和46. 5. 14環衛第78号
環境衛生課長から各都道府県知事、各
指定都市衛生主管部(局)長あて通知)

墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可は、原則として市町村等の地方公共団体に与えるものとし、これにより難い事情がある場合であっても、宗教法人、公益法人等に限りと与えることとされてきたが(昭和43年4月5日付環衛第8058号環境衛生課長通知参照)、今後ともこれにより厳しく処理されるよう重ねて通知する。

また、現に墓地等の経営主体が公益法人である場合であっても、いやしくも営利事業類似の経営を行なうことなく、公益目的に則って適正な経営が行なわれるよう関係者に対して強く指導されたい。

齋場の配置



市立斎場の概要

	瓜破斎場	北 斎場	小林斎場	鶴見斎場	佃 斎場
所在地	平野区瓜破 4-4-146	北区長柄西 1-7-13	大正区小林東 3-12-8	鶴見区鶴見 1-6-128	西淀川区佃 6-4-18
開 設 改修・建替	開設:1957年4月 改修:1996年3月	開設: 1907年買収 建替整備:2001年3月	開設:1913年6月 改修:1979年5月	開設: 1933年2月 建替整備:2006年11月	開設:1934年3月 改修:1982年3月
敷地面積 建築面積	30,274m ² 5,604m ²	5,790m ² 3,549m ²	5,647m ² 1,292m ²	4,976m ² 1,830m ²	3,091m ² 772m ²
火葬炉数	30炉	20炉	10炉	8炉	4炉
火葬燃料	都市ガス	都市ガス	白灯油	都市ガス	白灯油
式 場 式場数	屋 内 1式場	屋 内 2式場	屋 内 2式場	屋 内 2式場	屋外 1式場
式場面積	120m ²	大 215m ² 小 36m ²	大 71m ² 小 25m ²	大129m ² 小 44m ²	66m ²
規 模	80人規模	大200人規模 小 10人規模	大 60人規模 小 10人規模	大100人規模 小 20人規模	

職員配置表

■斎場別（委託前）

(単位：人)

斎場名	瓜破斎場	北斎場	小林斎場	鶴見斎場	佃斎場	計
行政職員	4	5	2	2	1	14
技能職員	15 (17)	15	6	5 (6)	4	45 (48)

() 内数値は定数職員数

■斎場別（委託後）

(単位：人)

斎場名	瓜破斎場	北斎場	小林斎場	鶴見斎場	佃斎場	計
行政職員	4	5	2	2	1	14
技能職員	17	15	0	6	0	38

斎場別火葬件数

■斎場別

(単位：件数)

斎場名	瓜破斎場	北斎場	小林斎場	鶴見斎場	佃斎場	計
火葬炉数	30	20	10	8	4	72
平成21年度	11,325	7,828	4,942	3,342	1,275	28,712
平成22年度	10,877	8,974	3,671	3,620	1,862	29,004
平成23年度	11,874	8,910	4,959	3,690	1,643	31,076

時間帯別火葬件数

■時間別

	時間	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	計
平成21年度	件数	-	5,368	5,700	5,231	4,792	4,647	2,974	28,712
	%	-	18.7	19.9	18.2	16.7	16.2	10.3	100
平成22年度	件数	-	5,327	5,496	5,318	5,183	4,392	3,288	29,004
	%	-	18.4	19.0	18.3	17.9	15.1	11.3	100
平成23年度	件数	1,441	5,647	6,136	5,618	5,221	4,958	2,055	31,076
	%	4.6	18.2	19.7	18.1	16.8	16.0	6.6	100

※ 市民サービスの向上を図るため、平成23年10月より、入場時間帯を拡大して、10時から受け入れている。

主な政令指定都市の斎場運営状況 No.1

項 目	大阪市		札幌市		仙台市		川崎市		横浜市		名古屋市	
火葬運営	・直営 ・火葬業務委託 (一部)		・直営 ・PFI事業者		・指定管理者		・指定管理者		・直営 ・火葬業務委託		・直営	
契約業者	葬祭業者		PFI斎場事業㈱		財団法人 仙台市公園緑地協会		川崎市 保健衛生事業団 (富士・高砂共同体)		火葬炉メーカー		第2斎場については、指定管理者制度を導入検討	
契約方法	一般競争入札		一般競争入札		非公募		公募		特名随意契約			
火葬場・炉数	・直営 瓜破斎場 (30炉) 北斎場 (20炉) 鶴見斎場 (8炉) ・業務委託 小林斎場 (10炉) 佃斎場 (4炉)		・直営 山口斎場 (29炉) ・PFI方式 里塚斎場 (30炉)		葛岡斎場 (20炉)		かわさき南部斎苑 (12炉) かわさき北部斎苑 (16炉)		久保山斎場 (12炉) 南部斎場 (10炉) 北部斎場 (16炉) 戸塚斎場 (6炉)		八事斎場 (46炉) 第2斎場 (仮称) 建設中	
火葬件数 (平成23年度実績)	31,076		17,089		9,678		10,334		26,566		22,682	
火葬料金 (大人料金単位：円)	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外
	10,000	60,000	0	49,000	9,000	27,000	3,000	30,000	12,000	50,000	5,000	70,000
職員数	市職員 事務部門 14名 火葬部門 38名 業務委託業者 火葬業務従事者 10名		市職員 事務部門 5名 火葬部門 8名 火葬業務委託業者 火葬業務従事者 20名 PFI事業者 35名		指定管理者 事務部門 4名 火葬部門 10名		指定管理者 事務部門 12名 火葬部門 19名		市職員 事務部門 16名 火葬業務委託業者 火葬業務従事者 52名		市職員 事務部門 7名 火葬部門 16名	
休業日	1月1日		1月1日及び友引日		1月1日、2日及び 6月中の1日 (平成22年度は6月13日)		1月1日及び友引日		1月1日、2日及び友引日 (友引日であっても、市営四 斎場のうち、一斎場は開場)		1月1日及び友引日	

※ 大阪市環境局調べ

主な政令指定都市の斎場運営状況 No.2

項 目	堺市	京都市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
火葬運営	・ 直営 ・ 火葬業務委託	・ 直営	・ 直営	・ 指定管理者	・ 直営	・ 指定管理者
契約業者	火葬炉メーカー	——	——	ひろしま 斎苑管理グループ	——	財団法人 ふくおか環境財団
契約方法	特名随意契約			公募		非公募
火葬場・炉数	堺市立斎場 (17炉)	中央斎場 (25炉)	鶴越斎場 (30炉) 甲南斎場 (10炉) 西神斎場 (11炉) 有馬斎場 (2炉)	永安館 (12炉) 可部火葬場 (2炉) 五日市火葬場 (4炉) 湯来火葬場 (2炉) 西風館 (10炉)	東部斎場 (15炉) 西部斎場 (15炉) 藍島斎場 (1炉)	福岡市葬祭場 (25炉) 玄界島火葬場 (1炉)
火葬件数 (平成23年度実績)	7,759	15,942	14,687	10,448	10,846	9,629
火葬料金 (大人料金単位：円)	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外
	20,000	100,000	15,000	75,000	12,000	36,000
職員数	市職員 事務部門 4名	市職員 事務部門 3名 火葬部門 13名	市職員 事務部門 6名 火葬部門 18名	指定管理者 事務部門 7名 火葬部門 17名	市職員 事務部門 6名 火葬部門 16名	指定管理者 事務部門 7名 火葬部門 12名
	火葬業務委託業者 火葬業務従事者 14名					
休業日	1月1日、2日	1月1日及び月3回	1月1日及び友引日と 毎月第1月曜日 (鶴越は友引日も通常勤務)	1月1日、2日及び秋分の日	1月1日を除き、 どちらか東部・西部 一方は開業	年 3 日 (1月1日と春と秋に1日ずつ)

※ 大阪市環境局調べ

府下主要都市の斎場運営状況

項目	東大阪市		八尾市		摂津市		吹田市		飯盛霊園組合 (四条畷市、守口市、大東市、門真市)		豊中市	
火葬運営	・直営 ・指定管理者		・直営 ・火葬業務委託 (炉の運転・管理など一部委託)		・指定管理者 事務関係は市役所で受付		・業務委託 火葬業務委託		・一部事務組合 ・火葬業務委託		・業務委託 事務関係は市役所で受付	
契約業者	荒本斎場管理委員会		火葬炉メーカー		財団法人 摂津市施設管理公社		火葬炉メーカー		火葬炉メーカー		火葬炉メーカー	
契約方法	非公募（地域で運営）		特名随意契約		特名随意契約		特名随意契約		一般競争入札		特名随意契約	
火葬場・炉数	・直営 長瀬斎場（6炉） 小阪斎場（6炉） 楠根斎場（3炉） 岩田斎場（3炉） 額田斎場（3炉） 今米斎場（2炉） ・指定管理 荒本斎場（2炉）		八尾市立斎場（10炉）		摂津市立斎場（3炉）		やすらぎ苑（8炉）		飯盛斎場 (火葬炉10炉、汚物炉1炉)		豊中市立火葬場（8炉）	
火葬件数 (平成23年度実績)	5, 113		2, 568		536		3, 033		4, 859		3, 402	
火葬料金 (大人料金) 単位：円	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外	市民	市民以外
	7, 000	35, 000	14, 000	42, 000	15, 000	45, 000	7, 500	30, 000	20, 000	70, 000	10, 000	40, 000
職員数	市職員 10名 嘱託 1名 人材派遣 1名 指定管理者 2名		市職員 6名 火葬場職員 火葬業務委託業者 火葬炉運転管理業務 3名		指定管理者 3名		市職員 4名 火葬業務委託業者 火葬炉運転業務 4名		市職員 19名 火葬業務委託業者 火葬炉運転業務 5名		火葬場職員 1名 (パート職員・電話受付業務) 委託業者職員 火葬炉管理業務 3名	
休業日	第1、3の日曜日及び 前日の土曜日第2、4の水曜日		1月1日		1月1日		1月1日		1月1日		1月1日	

※ 大阪市環境局調べ

東京都23区内の斎場運営状況

斎場名	運営形態	実施者	契約方法	所在区	炉数	火葬件数 (平成23年度)	火葬料金 (大人料金)		職員数
瑞江葬儀所	東京都	指定管理者 〔公益財団法人 東京都公園協会〕	特命	江戸川区	20	7,721	都民	54,600円	(派遣職員) 事務職員 2名 技術職員 1名 技能職員 7名 (協会職員) 固有職員 9名
							都民外	71,280円	
臨海斎場	地方自治法による 一部事務組合	臨海部広域斎場組合 〔港区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区〕	火葬業務委託 随意契約	大田区	10	6,292	組織区内	23,000円	(区派遣) 事務職員 4名 業務委託 8名
							組織区外	70,000円	
桐ヶ谷斎場	民間事業者	東京博善(株)		品川区	12	—	特別殯館 特別室 星(最上等)	177,000円 107,500円 59,000円	
町屋斎場				荒川区	12	—			
代々幡斎場				渋谷区	10	—			
落合斎場				新宿区	10	—			
四ツ木斎場				葛飾区	9	—			
堀ノ内斎場				杉並区	8	—			
戸田斎場		(株)戸田葬祭場		板橋区	15	—	特別殯館 特別室 星(最上等)	177,000円 107,500円 59,000円	

※ 大阪市環境局調べ

大阪市立斎場ご利用者様アンケート調査集計結果(葬祭業者様宛)

1 本日の斎場職員の対応について、ご意見をお聞かせください。

①お出迎え・炉前でのお別れの際、あいさつや態度はいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	95	259	46	2	2	3	407
	23.3%	63.6%	11.3%	0.5%	0.5%	0.7%	
委託	13	36	5	0	0	0	54
	24.1%	66.7%	9.3%	0.0%	0.0%	0.0%	

②お骨上げの際、説明と態度はいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	110	253	35	8	1	0	407
	27.0%	62.2%	8.6%	2.0%	0.2%	0.0%	
委託	9	36	6	3	0	0	54
	16.7%	66.7%	11.1%	5.6%	0.0%	0.0%	

③言葉遣いはいかがでしたか。(丁寧、誠実でわかりやすい説明をしていましたか。)

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	100	256	48	2	1	0	407
	24.6%	62.9%	11.8%	0.5%	0.2%	0.0%	
委託	11	38	3	2	0	0	54
	20.4%	70.4%	5.6%	3.7%	0.0%	0.0%	

④服装・身だしなみはいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	84	257	59	4	2	1	407
	20.6%	63.1%	14.5%	1.0%	0.5%	0.2%	
委託	11	38	3	0	1	1	54
	20.4%	70.4%	5.6%	0.0%	1.9%	1.9%	

⑤斎場受付窓口職員(事務所)の対応はいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	122	211	60	9	3	2	407
	30.0%	51.8%	14.7%	2.2%	0.7%	0.5%	
委託	9	36	6	0	1	2	54
	16.7%	66.7%	11.1%	0.0%	1.9%	3.7%	

2 斎場施設について

①市民休憩室・お手洗い等の清掃状況はいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	74	208	107	10	1	7	407
	18.2%	51.1%	26.3%	2.5%	0.2%	1.7%	
委託	2	26	13	6	3	4	54
	3.7%	48.1%	24.1%	11.1%	5.6%	7.4%	

②施設内の案内表示はわかりやすいですか。

	わかりやすい	わかりにくい	無回答	回答数
直営	317	54	36	407
	77.9%	13.3%	8.8%	
委託	42	7	5	12
	77.8%	13.0%	9.3%	

大阪市立斎場ご利用者様アンケート調査結果(ご利用者様宛)

1 本日の斎場職員の対応について、ご意見をお聞かせください。

①お出迎えの際、あいさつや態度はいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	63	136	24	0	1	1	225
	28.0%	60.4%	10.7%	0.0%	0.4%	0.4%	
委託	22	50	7	0	0	1	80
	27.5%	62.5%	8.8%	0.0%	0.0%	1.3%	

②お骨上げの際、説明と態度はいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	87	118	15	3	0	2	225
	38.7%	52.4%	6.7%	1.3%	0.0%	0.9%	
委託	34	33	8	3	0	2	80
	42.5%	41.3%	10.0%	3.8%	0.0%	2.5%	

③言葉遣いはいかがでしたか。(丁寧、誠実でわかりやすい説明をしていましたか。)

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	77	127	18	0	1	2	225
	34.2%	56.4%	8.0%	0.0%	0.4%	0.9%	
委託	31	43	5	1	0	0	80
	38.8%	53.8%	6.3%	1.3%	0.0%	0.0%	

④服装・身だしなみはいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	63	138	21	1	1	1	225
	28.0%	61.3%	9.3%	0.4%	0.4%	0.4%	
委託	26	44	8	1	1	0	80
	32.5%	55.0%	10.0%	1.3%	1.3%	0.0%	

2 斎場施設について

①市民休憩室・お手洗い等の清掃状況はいかがでしたか。

	非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
直営	53	128	24	6	0	14	225
	23.6%	56.9%	10.7%	2.7%	0.0%	6.2%	
委託	9	44	18	5	0	4	80
	11.3%	55.0%	22.5%	6.3%	0.0%	5.0%	

②施設内の案内表示はわかりやすいですか。

	わかりやすい	わかりにくい	無回答	回答数
直営	168	26	31	225
	74.7%	11.6%	13.8%	
委託	67	4	9	80
	83.8%	5.0%	11.3%	

3 最後のお別れからお骨上げまでの時間の過ごし方について

①お別れからお骨上げまでの間どちらで過ごされましたか。

	斎場内市民休憩室	ご自宅・葬儀会館等	無回答	回答数
直営	23	135	67	225
	10.2%	60.0%	29.8%	
委託	14	55	11	80
	17.5%	68.8%	13.8%	

設問aへ

設問bへ

a. 斎場にてお過ごしになった間、施設内でご不自由な点がありましたか。

	あった	なかった	無回答	回答数
直営	15	79	131	225
	6.7%	35.1%	58.2%	
委託	5	23	52	80
	6.3%	28.8%	65.0%	

②最後のお別れからお骨上げの間の過ごし方について、ご意見をお聞かせください。

	直営		委託	
お骨上げまで斎場にて故人を偲んで待ちたい	26	11.6%	11	13.8%
所要時間が短ければ、斎場で故人を偲んで待ちたい	74	32.9%	32	40.0%
一旦、自宅または葬儀会場に戻り、改めてお骨上げに斎場へ来たい	61	27.1%	25	31.3%
その他	9	4.0%	2	2.5%
無回答	55	24.4%	10	12.5%
	225	100.0%	80	100.0%

b. 一旦ご自宅等に戻られた理由をお聞かせください。

- ・食事（会食）のため
- ・精進あげ（おとし）をするため
- ・法要のため
- ・待ち時間が長いため
- ・斎場内に2時間待つ施設がないため など

大阪市立斎場ご利用者様アンケート調査よりご意見・ご感想<ご利用者様の声より抜粋>

直営（瓜破斎場・北斎場・鶴見斎場）	民間委託（小林斎場・佃斎場）
・お骨上げの時、丁寧に説明していただきよくわかりました。お骨を壺に入れていただく時もよくわかるように説明をしながら入れていただきました。ありがたかったです。（他24件） ・係の方がお骨上げをした後、出口で「おつかれがでませんように」と言ってくださったのが とてもうれしかった。 ・もう少し色があればいいのですが（建物や全体的に）。職員の方はとても親切で制服はもう少し色味があるといいと思います。ありがとうございました。 ・火葬料金の領収書がお粗末すぎる。 ・斎場に食事・湯茶等の設備があるとありがたいと思う。（他2件） ・民間に委託してさらなるサービスの向上、経費の抑制が図られるのであれば、公務員が火葬業務に従事する必要はないと思う。（他2件）	・スタッフの方にとってもよい対応をしていただきました。（他6件） ・お役所仕事！って感じがした。日に何人もの人を扱うので”人”というより”物”って感じです。 ・到着した時暖房が入ってて欲しかった。大勢の人がきたときにやっと暖房が入ったが、それは私たちに対して失礼な気がする。 ・斎場の中に食事の施設を考えて下さい。 ・骨上げの時、お隣が丸見えなので、簡単なものでもよいのでパーテーションがあると良いかと思います。 ・清潔で明るい雰囲気にして下さい。

大阪市立斎場運営にかかるアンケート結果 葬祭業者よりご意見(抜粋)

① 平成23年10月より、小林・佃斎場の火葬業務を民間委託しておりますが、民間委託実施前と実施後で良くなった点、また悪くなった点がありますか。

○良くなった点	○悪くなった点
・お客様に対して対応が良くなった。 ・服装が良くなった。 ・掃除が行き届いている良くなった。	・収骨に係る時間が丁寧すぎて時間がかかり、長くなった。 ・段取りが悪いと感じた。 ・社員の研修をもっとすること。

② 火葬業務を民間委託された場合、期待する点また懸念される点がありますか。

○期待する点	○懸念される点
・利用者に対する接遇の質等サービスの向上があると思う。 ・葬儀社とクリーンな関係を期待する。	・これまでどおり、市職員のように民間でも同じサービスを受けられるのか。 ・特定業者との癒着による寸志の復活。 ・個人情報の管理 ・委託業者の契約満了に伴う交代時の引継などスムーズな対応。

③ 斎場の施設面で、混雑時に不便を感じられることはありますか。

- ・北斎場での移動に時間がかかる。(地下駐車場・1階・2階)
- ・待合室が狭い。
- ・入場のときに他の業者と同じ時間に入場した場合は、火葬炉の間隔をあけてほしい。

④ 大阪市と他都市を比較して、本市が優れている点ありますか。

- ・ 職員の対応の良さ、案内等の丁寧さが優れていると感じる。
- ・ 施設が利用しやすい。
- ・ 各斎場全体的に清掃が行き届いていると思う。

⑤ 大阪市と他都市を比較して、本市が改善すべき点またサービスが不足している点はありませんか。

- ・ トイレなどのリフォーム、火葬炉のサイズを大きくしてほしい。
- ・ ご遺体を安置する場所がないので、安置する施設があればいいと思う。
- ・ 「告別室」・「収骨室」があればいいと思う。
- ・ お骨上げまでの時間をもう少し早くしてほしい。
- ・ 各斎場に葬儀のできる式場を増やしてほしい。
- ・ 火葬炉の補修工事を冬季に行っていること。

⑥ 斎場利用予約・申請手続き・使用料の支払い等のし易さはいかがですか。

- ・ 死亡が推定の場合、時分を入力しなければならないが死亡診断書の発行が遅くなるので、後で変更できる方がいいと思う。
- ・ 火葬許可証はFAXで十分確認出来、原本は入場時に提出したらいいと思う。
- ・ 火葬料の領収書のレシートが小さすぎると思う。
- ・ 他市のように役所手続きの際に火葬料金を納めれるようにしてほしい。

⑦ 市立斎場につきまして、ご意見・ご感想等お気づきの点がございましたら、お聞かせください。

- ・ 心付けの事があって以降、職員の方が規律正しくなったように感じる。
- ・ 瓜破斎場に関しては、非常に良くなりました。（対応、案内、事務所対応等）他の斎場も瓜破のようになればいいと思います。

大阪市立斎場運営にかかるアンケート調査結果

①平成23年10月より、小林・佃斎場の火葬業務を民間委託しておりますが、民間委託実施前と実施後で良くなった点、また悪くなった点がありますか。

良くなった点がある	悪くなった点がある	どちらもある	変わらない	無回答	回答数
34	8	6	21	20	89
38.2%	9.0%	6.7%	23.6%	22.5%	

②火葬業務を民間委託された場合、期待する点また懸念される点がありますか。

期待する点がある	懸念される点がある	どちらもある	特になし	無回答	回答数
24	15	5	41	4	89
27.0%	16.9%	5.6%	46.1%	4.5%	

③斎場の施設面で、混雑時に不便を感じられることはありますか。

ある	ない	わからない	無回答	回答数
21	47	15	6	89
23.6%	52.8%	16.9%	6.7%	

④大阪市と他都市を比較して、本市が優れている点ありますか。

ある	ない	わからない	無回答	回答数
28	26	30	5	89
31.5%	29.2%	33.7%	5.6%	

⑤大阪市と他都市を比較して、本市が改善すべき点またサービスが不足している点がありますか。

ある	ない	わからない	無回答	回答数
32	25	29	3	89
36.0%	28.1%	32.6%	3.4%	

⑥斎場利用予約・申請手続き・使用料の支払い等のし易さはいかがですか。

非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	不満	無回答	回答数
3	25	21	18	19	3	89
3.4%	28.1%	23.6%	20.2%	21.3%	3.4%	

⑦平成22年6月1日以降、本市職員又は委託業者より心付けを求められたことはありますか。

ある	ない	無回答	回答数
0	58	31	89
0.0%	65.2%	34.8%	

⑧平成22年6月1日以降、本市職員又は委託業者へ心付けを渡したことはありますか。

ある	ない	無回答	回答数
0	58	31	89
0.0%	65.2%	34.8%	

⑨本市斎場につきまして、ご意見・ご感想等お気づきの点がございましたら、お聞かせください。

斎場利用者アンケート期間（平成23年11月25日から同12月24日）に本市斎場を利用した葬祭業者 225社にアンケートを郵送。結果については、本市に到着した89通の回答を集計。

斎場運営形態検討会議開催要綱

(目的)

第1条 大阪市立小林斎場及び大阪市立佃斎場の火葬業務について平成23年10月から民間委託を実施する中で、平成24年9月までの期間、大阪市立斎場の事業運営のあり方を検討するにあたり、第三者から幅広い観点から意見を聴取するため、斎場運営形態検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

(会議の委員)

第2条 会議の委員は、葬祭、法律又は経営等に関する学識経験者その他市長が適当と認める者の中から、市長が委嘱する。

(座長)

第3条 会議の座長は、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、会議の議事を進行する。

3 座長に事故あるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、原則公開とする。ただし、市長が議事を公開しないことが適当であると判断したときは、この限りではない。

2 市長は、必要があると認めるときは、議事内容に係る関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(開催期間)

第5条 会議の開催期間は、平成24年9月30日限りとする。

附 則

この要綱は、平成23年8月22日から施行する。

資料 12

斎場運営形態検討会議名簿

委員数（5名）

役 職	氏 名	職 業 等
委 員	長 瀬 耕 治	公認会計士
座 長	楨 村 久 子	京都女子大学教授
委 員	松 井 淳太郎	社会福祉法人大阪ボランティア協会 評議員
委 員	向 山 知	弁護士
委 員	脇 田 由 美	接遇講師・人材育成コンサルタント

※敬称略・五十音順

大阪市環境局

	氏 名	役 職
環境局	玉 井 得 雄	環 境 局 長
環境局	青 野 親 裕	事 業 部 長
環境局	金 箱 幸 泰	事業部斎場霊園担当課長
環境局	渡 邊 裕 一	事業部斎場霊園担当課長代理
環境局	中 野 礼 英	事業部担当係長

全国火葬場の管理形態(平成19年度厚労省調査)

都道府県	直営	委託	一部委託	指定管理	PFI	空欄	計
北海道	90	32	47	7	1	3	180
青森	32	3	4				39
岩手	14	5	11	3			33
宮城	19		6	1			26
秋田	19	1	8	1			29
山形	7	8	7	3			25
福島	17	2	9				28
茨木	11	3	14	2			30
栃木	7		6				13
群馬	10	1	6	2			19
埼玉	14	1	2	2	1		20
千葉	23		1	6			30
東京	12		13	1			26
神奈川	16		3	3			22
新潟	21	1	13	4			39
富山	13	1	8	1		1	24
石川	8		7				15
福井	6	6	3			1	16
山梨	11		2				13
長野	6	3	17	1			27
岐阜	31	8	10	4			53
静岡	19	5	14				38
愛知	25	1	7	1	1		35
三重	15	12	14	1			42
滋賀	10	1	5				16
京都	12		1	1			14
大阪	32	16	7	1			56
兵庫	26	8	12	5			51
奈良	24	3	10	2			39
和歌山	16	7	7				30
鳥取	4		1	1			6
島根	20	1	2	5			28
岡山	20	2	5	3			30
広島	9	7	33	17	1		67
山口	23	3	11	6			43
徳島	17						17
香川	21	1	9	1			32
愛媛	30	8	7	1		1	47
高知	8	3	2	1			14
福岡	14	15	12	4			45
佐賀	8	6	1				15
長崎	17	2	17	1			37
熊本	20	7	4	1			32
大分	23	2	3	3		3	34
宮崎	3	4	4			1	12
鹿児島	23	4	4	4			35
沖縄	16	2	4				22
	842	195	393	100	4	10	1544

総 行 経 第 3 8 号

平成22年12月28日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

} 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしく願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価

格競争による入札とは異なるものであること。

- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする事とされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

火葬場への指定管理者制度導入実績(平成23年6月現在)。(その1)

都道府県名	市町村名	主管課	火葬場名	竣工年	入体数	式場数	指定管理者名	期 間	葬祭方法	備考
北海道	函館市	社会課	函館市斎場	1992	6	0	創マルゼンシステムズ	平成23年4月～5年間	公葬	H20.4～導入
			函館市戸井斎場	1999	2	0				
			函館市飯法斎場	2001	1	0				
			函館市南茅部斎場	1989	2	0				
	岩見沢市	福祉課	浄安院	1997	5	0	創東洋興業	平成21年4月～5年間	公葬	H18.4～導入
	苫小牧市	環境生活課	苫小牧市高丘斎場	1997	7	0	東洋興業・宮木工業所グループ	平成20年4月～4年間	公葬	
	稚内市	衛生課	稚内聖苑	1982	3	0	創稚内衛生公社	平成21年4月～5年間	公葬	H18.4～導入
	美瑛市	環境課	美瑛斎苑	2002	3	0	北葦産業埠頭㈱	平成21年4月～3年間	公葬	H18.4～導入
	江別市	市民生活課	江別市斎場	1989	5	0	創東洋興業	平成22年4月～4年間	公葬	H18.4～導入
	千歳市	市民生活課	千歳市斎場	1998	5	0	創東洋興業	平成22年4月～5年間	公葬	H19.4～導入
	恵庭市	環境課	恵庭市火葬場恵浄院	1994	4	0	創恵庭クリーンサービス	平成21年4月～3年間	公葬	
	石狩市	市民生活課	石狩斎場	1987	3	0	石狩市公務サービス㈱	平成22年4月～4年間	非公葬	H18.4～導入 H20.1～導入
			厚田斎場	1999	1	0				
			浜益斎場	2008	1	0				
青森県	美深町	市民生活課	びんか葬苑	2001	2	0	創サポート	平成21年4月～5年間	公葬	H18.4～導入
	青森市	市民生活課	青森市斎場	1972	7	0	アシストAOMORIグループ	平成21年4月～5年間	公葬	
			青森市浪岡斎園	1992	2	0				
	八戸市	市民課	八戸市斎場	1982	6	0	三八五流通㈱	平成22年4月～5年間	公葬	H19.4～導入
岩手県	つがる市	環境衛生課	つがる市斎場	2007	3	0	創柏クリーンサービス	平成21年4月～3年間	公葬	
	十和田地域広域事務組合		十和田地域広域斎苑	2001	4	0	創協同サービス	平成23年4月～3年間	公葬	
	富古市	総合窓口課	みやこ斎苑	2007	4	0	リアス環境管理㈱	平成22年4月～5年間	公葬	H19.4～導入
	大船渡市	市民生活環境課	おおふなと斎苑	1999	3	0	アーバン㈱	平成21年4月～5年間	公葬	H18.4～導入
	盛岡市	森林環境課	盛岡市くずまき斎苑	1995	1	0	新岩手農業協同組合	平成23年4月～5年間	公葬	H18.4～導入
宮城県	矢巾町	住民課	矢巾斎苑	1986	2	0	創J Aシンセラ	平成21年4月～3年間	公葬	
	仙台市	生活衛生課	仙台市葛岡斎場	2002	20	0	(財)仙台市公園緑地協会	平成19年4月～5年間	非公葬	H16.4～導入
	登米市	環境課	登米市斎場	2009	4	1	創清苑	平成20年12月～3年4ヶ月間	公葬	
	栗原市	環境課	くりはら斎苑	2001	4	0	グリーン観光バス㈱	平成22年4月～5年間	公葬	
	南三陸町	環境対策課	南さんりく斎苑	2007	2	0	創清苑	平成23年4月～5年間	公葬	H19.12～導入
秋田県	大館市	市民課	大館市斎場	1979	4	0	東北ビル管財㈱	平成22年4月～5年間	公葬	
	五城目町	町民福祉課	五城目町斎場	1990	2	0	石井葬研	平成21年4月～3年間	公葬	H18.4～導入
山形県	米沢市	環境生活課	米沢市斎場	1971	4	0	合名会社米沢市斎場公社	平成21年4月～3年間	非公葬	H18.4～導入
	新庄市	環境課	新庄・最上さくらが丘斎苑	1998	3	0	創セロン東北	平成23年4月～5年間	公葬	H18.4～導入
	天童市	生活環境課	天童市斎場	2001	4	0	天童市葬祭具協同組合	平成19年4月～5年間	非公葬	
	川西町	住民生活課	川西町斎場	1988	2	0	創川西葬祭社	平成22年4月～3年間	非公葬	H19.4～導入
	小国町	町民課	小国町斎場	2007	1	0	辻運業	平成22年4月～5年間	公葬	H19.10～導入
	白鷹町	町民課	白鷹町斎場	1999	2	0	創セイノヤ	平成23年4月～5年間	公葬	H18.4～導入
福島県	いわき市	市民生活課	いわき市いわき清苑	2008	9	0	常光・五輪グループ	平成23年4月～5年間	公葬	H20.4～導入
	南相馬市	環境衛生課	原町斎場	1984	4	1	創相双環境整備センター	平成22年4月～2年間	公葬	
	猪苗代町	町民生活課	いなわしろ聖苑	1998	2	0	創大川原生花店	平成22年4月～3年間	公葬	H19.4～導入
	会津坂下町	戸籍環境課	会津西部斎苑	1990	3	0	創会津ばんげ公共サービス	平成21年4月～3年間	公葬	H18.4～導入
茨城県	古河市	環境施設管理課	古河市斎場	1973	3	1	(財)古河市地域復興公社	平成21年4月～3年間	非公葬	H18.4～導入
	常陸太田市	生活環境課	常陸太田市斎場	1989	4	1	(財)黒髪ふるさと振興公社	平成23年4月～5年間	非公葬	H18.4～導入

火葬場への指定管理者制度導入実績(平成23年6月現在) (その2)

都道府県名	市町村名	主管課	火葬場名	竣工年	入体数	式場数	指定管理者名	期 間	募集方法	備考
茨城県	常陸大宮市	環境課	おねみや広域聖苑	2000	3	2	尚茨城みどりサービス	平成20年4月～5年間	公募	
	柿栖市	環境課	かみす聖苑	1998	5	2	尚かみす葬祭	平成22年4月～5年間	公募	
			はさき火葬場	1998	3	0				
栃木県	黒磯須賀共同火葬場組合		那須聖苑	1994	3	0		平成24年4月～5年間	公募	H23.8.8まで募集
群馬県	高崎市	市民課	高崎市斎場	1978	10	2	尚高崎環境保金社	平成23年4月～4年間	公募	H18.4～導入
	太田市	市民課	太田市斎場	1983	6	2	太田市農業協同組合	平成21年4月～3年間	公募	H19.4～導入
	富岡市	市民生活課	かぶら聖苑	2000	3	2	甘楽富岡農業協同組合	平成20年4月～5年間	公募	
	利根沼田広域市町村圏振興整備組合		利根沼田広域斎場めまた聖苑	1989	3	1	利根沼田葬儀事業組合	平成22年4月～5年間	公募	
埼玉県	所沢市	市民課	所沢市斎場	1987	8	4	(財)所沢市公共施設管理公社	平成21年4月～5年間	公募	H18.4～導入
	羽生市	市民生活課	羽生市斎場	1977	3	0	尚タカラビルメン	平成23年4月～3年間	公募	
	上尾市	環境政策課	上尾伊奈斎場つつじ苑	2003	6	3	(財)上尾市地域振興公社	平成23年4月～5年間	非公募	H18.4～導入
	入間東部地区衛生組合		入間東部広域斎場しののめ	2008	6	3	いるま野農業協同組合	平成20年6月～4年10ヶ月間	公募	
	児玉郡市広域市町村圏組合		児玉郡市広域市町村圏組合立斎場こたえ聖苑	1982	6	1	尚サニタリーセンター	平成22年4月～3年間	公募	H19.4～導入
	比企広域市町村圏組合		東松山斎場	1982	6	2	富士建設工業㈱	平成20年4月～4年間	公募	
	埼玉県央広域事務組合		県央みずほ斎場	1998	8	2	県央みずほ斎場管理グループ	平成23年4月～5年間	公募	
	千葉市	生活衛生課	千葉市斎場	2006	16	4	富士建設工業㈱	平成22年4月～5年間	公募	H17.6～導入
	銚子市	市民課	銚子市斎場	1990	3	0	尚宮本工業所	平成21年4月～5年間	公募	
千葉県	木更津市	生活環境課	木更津市火葬場	1987	3	0	尚タカラビルメン	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
	松戸市	松戸市北山会館	松戸市斎場	1974	10	1	松戸葬祭協同組合	平成23年4月～4年間	公募	H19.4～導入
	野田市	市民課	野田市斎場	1991	3	2	尚タカラビルメン	平成21年4月～5年間	公募	H18.4～導入
			野田市関宿斎場	1984	2	1	尚タカラビルメン	平成22年4月～5年間	公募	
	成田市	環境衛生課	八富成田斎場	1992	6	2	成田市古倉管理組合	平成22年4月～4年間	非公募	H18.4～導入
	勝浦市	環境防災課	かつうら聖苑	2006	2	0	尚タカラビルメン	平成20年4月～5年間	公募	H17.10～導入
	安房郡市広域市町村圏事務組合		館山火葬場	1972	3	0	富士建設工業㈱	平成19年9月～4年7ヶ月間	公募	
			千倉火葬場	1990	2	0				
長狭地区火葬場			1984	2	0					
東京都		公園課	東京都瑞江葬儀所	1976	20	0	(公財)東京都公園協会	平成23年4月～3年間	非公募	H18.4～導入
	八丈町	住民課	八丈町火葬場	2008	2	0	ジャパン・ボーグルサービス㈱	平成23年4月～1年間	公募	H20.10～導入
神奈川県	川崎市	健康増進課	かわさき北部斎苑	1977	16	2	川崎市保健衛生事業団・富士・高砂共同	平成21年4月～5年間	公募	H18.4～導入
			かわさき南部斎苑	2004	12	4				H16.5～導入
	平塚市	市民課	平塚市聖苑	1994	6	0	平塚市聖苑運営管理共同事業体	平成20年4月～5年間	公募	
	三浦市	市民課	三浦市火葬場	1934	3	0	尚タカラビルメン	平成22年4月～4年間	公募	H18.4～導入
新潟県	新潟市	健康福祉総務課	新潟市青山斎場	1995	12	1	施設工業・新潟斎場サービス共同企業体	平成19年4月～5年間	公募	
			新潟市白根斎場	2008	4	0	尚宮本工業所	平成23年4月～5年間	公募	H18.12～導入
	長岡市	市民課	長岡市斎場	2007	7	0	富士建設工業㈱	平成19年11月～4年6ヶ月間	公募	
			長岡市小国斎場	1979	1	0				
			長岡市身板無養苑斎場	1974	3	0				
			長岡市寺泊斎場	1956	2	0				
			長岡市柳尾斎場	1961	3	0				
	三条市	市民窓口課	三条市柳の森斎苑	2009	5	0	尚マルソー	平成21年9月～4年7ヶ月間	公募	
	十日町市	環境衛生課	十日町市斎場	2001	3	0	信越ビル美装㈱	平成23年4月～5年間	公募	H18.4～導入
	村上市	環境衛生課	村上火葬場無相院	1982	3	0	尚会津屋	平成22年4月～3年間	公募	H19.4～導入

火葬場への指定管理者制度導入実績(平成23年6月現在) (その3)

都道府県名	市町村名	主管課	火葬場名	竣工年	人体炉数	式場数	指定管理者名	期間	葬式方法	備考
新潟県	村上市	環境衛生課	荒川火葬場管理園	1975	2	0	丸島商店	平成21年4月～3年間	公葬	H18.4～導入
			山北火葬場	1989	2	0	岡山北グリーンサービス	平成22年4月～3年間	公葬	
	糸魚川市	環境生活課	糸魚川火葬場	1998	4	0		平成24年4月～3年間	公葬	H23.8.23まで募集
	南魚沼市	市民課	南魚沼市斎場	1979	2	0		平成22年9月～2年7ヶ月間	公葬	
富山県	氷見市	環境課	氷見市斎場	2010	4	0	御飛鳥		公葬	
福井県	福井市	環境センター型施設	福井市聖苑	1993	7	0	岡サイエン	平成23年4月～5年間	公葬	H18.4～導入
	越前市	市民課	越前市斎場	1999	10	1	御法興社	平成19年4月～5年間	公葬	
	坂井市	市民生活課	坂井市赤坂聖苑	1971	5	0	公益センター側	平成21年4月～5年間	公葬	
	坂井市	市民生活課	坂井市赤坂聖苑	1998	6	0	御法興社	平成20年4月～5年間	公葬	
山梨県	北杜市	福祉課	北の杜聖苑	1998	6	0	御法興社	平成20年4月～5年間	公葬	
長野県	松本市	市民生活課	松本市営葬祭センター	2005	2	0	北の杜聖苑運営組合	平成10年4月～5年間	公葬	
	松本市	市民生活課	松本市営葬祭センター	1997	5	0	御富士建設工業	平成22年4月～5年間	公葬	H17.4～導入
	伊南行政組合	伊南行政組合	伊南行政組合 伊南聖苑	1999	3	0	伊南葬祭組合	平成22年4月～3年間	公葬	H19.4～導入
	上田地域広域連合 九子月センター		依田聖苑	1997	2	0	エーオーアイ園	平成22年4月～2年間	公葬	
岐阜県	高山市	市民課	高山市営火葬場	1953	3	0				
			高山市営久々野火葬場	1995	2	0	御一善	平成21年4月～6年間	公葬	H18.4～導入
			高山市営庄川火葬場	1972	1	0				
	瑞浪市	環境課	瑞浪市斎場	1983	3	1	瑞浪市施設公社	平成23年4月～5年間	非公葬	H18.4～導入
愛知県	刈谷市	市民課	刈谷市青山斎園	1980	6	1	刈谷市都市施設管理協会	平成22年4月～5年間	非公葬	H17.4～導入
	稲沢市	環境施設課	稲沢市祖父江斎場	1975	6	0	名古屋特殊自動車・稲沢南郷グループ	平成21年4月～5年間	公葬	
	知多市	環境課	知多斎場	1977	5	1	岡知北グリーンサービス	平成21年4月～3年間	公葬	
	尾鷲市	市民サービス課	尾鷲市斎場	1987	3	0	御小倉葬具店	平成20年4月～5年間	公葬	H18.4～導入
京都府	宇治市	環境企画課	宇治市斎場	1984	8	1	(財)宇治市墓園公社	平成22年4月～5年間	非公葬	H18.4～導入
大阪府	枚方市	衛生管理課	枚方市立やすらぎの杜	2008	8	0	太陽・エムゲイサービス	平成22年4月～3年間	公葬	
	箕面市	窓口課	箕面市立聖苑	2001	7	2	太陽葬祭工業㈱	平成23年4月～10年間	公葬	
	摂津市	健康推進課	摂津市斎場	1979	3	0	(財)摂津市施設管理公社	平成23年4月～3年間	非公葬	H18.4～導入
	堺市	市民生活課	淡輪火葬場	1999	3	0	御阪原生花葬祭店	平成22年4月～3年間	公葬	H19.4～導入
兵庫県	尼崎市	生活衛生課	尼崎市立弥生ヶ丘斎場	2003	10	1	(財)尼崎市環境整備事業公社	平成21年4月～5年間	非公葬	
	西宮市	環境緑地課	西宮市満池谷火葬場	1991	11	0	御五輪	平成20年4月～5年間	公葬	H18.4～導入
	芦屋市	環境課	芦屋市聖苑	2005	3	0	太陽葬祭工業㈱	平成20年4月～5年間	公葬	H17.2～導入
	加古川市	市民課	加古川市斎場	1986	8	0	御五輪	平成21年4月～5年間	公葬	
	三木市	市民課	三木市立みきやま斎場	2008	6	0	日本管財㈱	平成20年4月～3年間	公葬	
	三田市	コミュニティ課	三田市聖苑	1987	3	0	日本管財㈱	平成22年4月～5年間	公葬	
	朝来市	生活環境課	朝来市斎場	2002	4	1	御五輪	平成19年4月～5年間	公葬	
	猪名川町	猪名川町月センター	猪名川聖苑	1979	3	1	御日東カストディアルサービス	平成21年4月～3年間	公葬	H18.7～導入
	天理市	環境政策課	天理市聖苑	2006	5	0	(財)天理市墓園公社	平成21年4月～3年間	公葬	H18.10～導入
奈良県	桜井市	健康推進課	桜井市火葬場	1972	4	3	(財)路谷公園墓苑	平成21年4月～5年間	非公葬	H18.4～導入
	三郷町	生活環境課	三郷町営竜の子斎場	1995	3	0	(財)竜の子墓園	平成23年4月～5年間	非公葬	H18.4～導入
	和歌山県	岩出市	岩出市火葬場	1970	4	0	御昌栄メンテ	平成21年4月～3年間	公葬	
鳥取県	鳥取市	鳥取県東部広域行政管理組合	因幡聖苑	1998	7	0	(財)鳥取県東部環境管理公社	平成21年4月～5年間	公葬	H18.4～導入
島根県	浜田市	くらしと環境課	浜田市火葬場	1985	3	0	御ライフサポート			
			浜田市旭火葬場	1972	1	0	旭運送			
			浜田市弥生火葬場	1996	1	0	御ライフサポート	平成21年4月～3年間	公葬	H18.4～導入
			浜田市三隅火葬場	1997	2	0	合資会社三隅聖苑			

火葬場への指定管理者制度導入実績(平成23年6月現在)(その4)

都道府県名	市町村名	主管課	火葬場名	竣工年	入体数	式場数	指定管理者名	期 間	募集方法	備考
島根県	益田市	環境衛生課	益田市斎場松聖苑	1998	4	0	関益田市総合サービス	平成21年4月～3年間	非公葬	H18.4～導入
	大田市	市民課	大田市葬斎場	1987	3	0	企業組合労協しまね事業団	平成22年4月～5年間	公募	H19.4～導入
			温泉津葬斎場	1992	1	0				
			仁摩葬斎場	1987	1	0				
	江津市	市民生活課	江津斎場	2010	2	0	関S. K. M	平成22年4月～3年間	公募	
	隠岐の島町	環境課	隠岐ノ島町斎場「慈恵苑」	2002	3	0	J A隠岐	平成22年4月～5年間	公募	H19.4～導入
雲南市・坂南町事務組合	三刀屋斎場	1996	3	0	関雲南テクニカルサービス	平成23年4月～5年間	公募	H19.4～導入		
岡山県	倉敷市	倉敷市中央斎場	倉敷市玉島斎場	1988	4	0	関五輪	平成23年4月～5年間 (平成28年4月～5年6月)	公募 (更新制)	H18.4～導入
	倉敷市児島斎場	1987	4	0						
	津山市	環境生活課	津山市総合斎場	1991	7	1		平成24年4月～3年間	公募	H23.8.12まで募集
	津山市加茂町斎場	1986	2	1						
吉備中央町	総務民生課	吉備中央町斎場	1972	2	0	吉備中央N・JV	平成21年4月～3年間	公募		
広島県	広島市	環境衛生課	広島市永安館	1995	12	0	ひろしま斎場管理グループ	平成22年4月～4年間	公募	H18.4～導入
			広島市可部火葬場	1963	2	0				
			五日市火葬場	2002	4	0				
			広島市湯来火葬場	1977	2	0				
			広島市西風館	2011	10	2		平成23年3月～3年10日間	公募	
	福山市	市民相談課	福山市中央斎場	1984	12	1	富士建設工業㈱	平成23年4月～5年間	公募	H18.4～導入
			福山市西郷斎場	1999	4	1	関五輪			
			福山市特辺斎場	2011	2	0		条例で定める日～平成28年3月		
	三次市	環境政策課	三次市斎場	1978	3	0	㈱ジャパンクリーンサービス	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
			三次市葛田斎場やすらぎ苑	1998	1	0				
			三次市和野斎場	1981	1	0				
			三次市作木斎場大泉苑	1977	1	0				
			三次市吉舎斎場	1983	1	0				
			三次市三良坂斎場	1982	1	0				
			三次市三和斎場	1981	1	0				
			三次市平奴斎場紅梅苑	2002	1	0				
	庄原市	市民生活課	庄原市斎場	1975	2	0	関備北祭典	平成19年4月～5年間	公募	
			庄原市西城斎苑	1986	2	0				
			庄原市東城斎場平安の森	1996	2	1				
			庄原市口和斎場	1989	1	0				
			庄原市高野斎場	1998	1	0				
			庄原市比和斎場	1999	1	0				
			庄原市総領斎場やすらか苑	2002	2	0				
	安芸太田町	住民生活課	千風苑	2008	2	0	富士建設工業㈱	平成21年4月～5年間	公募	H20.2～導入
			筒賀火葬場	1996	1	0				
	大崎上島町	保健衛生課	大崎上島町火葬場大峰苑	2011	2	0	㈱スカイトラベル	平成23年4月～5年間	公募	
山口県	萩市	環境衛生課	萩やすらぎ苑斎場	1998	4	1	萩阿武葬祭協同組合	平成21年4月～3年間	非公葬	H18.4～導入
			田万川火葬場	1993	2	0				
			須佐火葬場	2001	2	0				
	美祿市	生活環境課	美祿市斎場「ゆうすげ苑」	2008	3	0	㈱こまつ	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
	周南市	環境政策課	新南陽斎場	1993	3	1	太陽アーモ㈱	平成20年4月～5年間	公募	H18.4～導入
			鹿野斎場	1996	1	0				
	山陽小野田市	環境課	山陽小野田市小野田斎場	1980	3	0	㈱北斗産業	平成21年4月～3年間	公募	
		山陽小野田市山陽斎場	1980	3	0					
香川県	高松市	市民やすらぎ課	高松市やすらぎ苑	1995	5	0	関五輪	平成20年4月～4年間	公募	
	さぬき市	生活環境課	さぬき市斎場	1998	4	1	関五輪	平成23年4月～5年間	公募	H18.4～導入
愛媛県	今治市	生活環境課	焼風苑	2004	6	0	富士建設工業㈱	平成21年4月～5年間	公募	
			ふじさき苑	1993	2	0	㈱大島葬儀社			
			伯方斎場	1995	2	0	富士建設工業㈱			
			大窪苑	2002	2	1	㈱伊藤燃料			
	八幡浜市	生活環境課	やすらぎ苑	2009	4	0	関五輪	平成23年4月～3年間	公募	

火葬場への指定管理者制度導入実績(平成23年6月現在) (その5)

都道府県名	市町村名	主管課	火葬場名	竣工年	人体灰数	式場室数	指定管理者名	期 間	募集方法	備考
愛媛県	新居浜市	環境保全課	新居浜市斎場	1984	8	1	㈱フロンティアサービス四国	平成21年4月～3年間	公募	
	西条市	環境衛生課	西条市やすらぎ苑	1982	6	0	道前緑楽園	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
	内子町	住民福祉課	藤華苑	1998	2	1	㈱南予環境美化センター	平成22年4月～5年間	公募	H18.4～導入
高知県	土佐清水市	環境課	土佐清水市斎場	1999	2	1	㈱ベルモニー	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
福岡県	福岡市	生活衛生課	刻の森 福岡市葬祭場	2005	25	0	(財)ふくおか環境財団	平成22年4月～5年間	非公募	H17.10～導入
	飯塚市	環境整備課	飯塚市斎場	1992	6	0	㈱九州互助センター	平成23年4月～5年間	公募	H18.4～導入
	大川市	環境課	大川市斎場	1979	3	1	㈱公倫	平成23年4月～5年間	公募	H20.4～導入
	那珂川町	環境防災課	華石苑	1994	2	0	㈱那珂川華業センター	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
	鞍手町	農政環境課	鞍手町営葬祭場	1991	3	2	富士建設工業㈱	平成22年4月～5年間	公募	H18.10～導入
佐賀県	太良町	環境水道課	太良町営火葬場「安福の里」	2011	2	0	㈱太良クリーンセンター	平成22年4月～3年間	公募	H19.4～導入
長崎県	大村市	環境保全課	大村市斎場	1980	4	0	大村都市開発㈱	平成22年4月～3年間	公募	H18.4～導入
熊本県	山鹿市	環境課	山鹿市荷尾斎場	1996	4	0	㈱五輪	平成22年4月～3年間	公募	H19.4～導入
	天草市	環境課	天草市営天草本談斎場	2003	4	0	㈱光正社	平成21年4月～3年間	公募	
	苓北町	税務住民課	苓北町営斎場	1991	2	0	長井商事㈱	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
大分県	中津市	生活環境課	中津市風の丘葬祭場	1996	5	1	中津市風の丘葬祭場管理運営グループ	平成22年4月～5年間	公募	H19.4～導入
			本耶馬溪町火葬場	1998	1	0				H19.4～導入
			清浄苑	2002	1	0				
			常光苑	1989	1	0				
	日田市	市民課	日田市葬祭場	1983	4	1	㈱ちやーむ	平成21年4月～3年間	公募	H18.4～導入
	豊後高田市	環境課	豊後高田市火葬場悠久の杜	2011	3	0		平成23年12月頃稼働開始～		H23.6月臨時会で決定
	宇佐市	環境対策課	宇佐市葬祭場やすらぎの里	2007	4	0	㈱友善社	平成22年10月～4年6ヶ月間	公募	H19.1～導入
	国東市	環境衛生課	国東市葬祭場	1992	3	0				H18.4～導入 H22.3で委託に
宮崎県	玖珠九重行政事務組合		玖珠葬祭場	1985	3	0	㈱さとや葬儀社	平成21年4月～5年間	公募	
	宮崎市	生活安全課	宮崎市葬祭センター	1995	12	0	文化・イメージスグループ	平成21年4月～3年間	公募	
鹿児島県	阿久根市	市民環境課	阿久根市葬祭場傍石の里	1996	3	0	㈱本石材店	平成23年4月～5年間	公募	H20.4～導入
	薩摩川内市	環境課	薩摩川内市川内葬祭場やすらぎ苑	2009	5	1	㈱誠建設	平成23年4月～5年間	公募	H18.9～導入
			薩摩川内市上飯島葬祭場	1982	2	0	里葬祭			
			薩摩川内市下飯島葬祭場	1978	1	0	西葬儀社			
			薩摩川内市鹿島葬祭場	1990	1	0	鹿島地区コミュニティ協議会			
	姶良市	衛生施設課	姶良市国分斎場	1989	6	1	㈱フクシマ	平成22年4月～5年間	公募	

火葬場への指定管理者制度導入実績の集計(平成23年6月現在)

事業主体	事業主体数	施設数	導入年度	施設数	契約期間	施設数	募集方法	施設数
都	1	1	平成17年度以前	9	3年間未満	4	公 募	181
市町村	132	190	平成18年度	82	3年間以上～4年間未満	66	非 公 募	25
一部事務組合	13	15	平成19年度	41	4年間以上～5年間未満	28	合 計	206
合 計	146	206	平成20年度	22	5年間以上	108		
			平成21年度	24	合 計	206		
			平成22年度	28				
			合 計	206				

火葬場へのPFI制度の導入実績(平成23年6月現在)

都道府 県名	市町村名	主管課	火 葬 場 名	竣工 年	人体 検数	式場 室数	P F I 運営者名	期 間	募集 方法	備考
北海道	札幌市	生活環境課	山口斎場	2006	29	0	PFI斎場運営㈱	平成18年4月～ 20年間	公募	
岩手県	盛岡市	市民生活課	盛岡市斎場やすらぎの丘	2011 .11	9	0	不來方やすらぎの森 事業グループ	平成24年3月～ 20年間	公募	DBO方式
	紫波町	環境課	紫波斎苑かたくりの丘	2009	2	0	樹歌謡の山	平成21年4月～ 20年間	公募	
栃木県	宇都宮市	生活安心課	悠久の丘	2009	16	2	宇都宮郊の森斎場㈱	平成21年4月～ 20年間	公募	
埼玉県	越谷市	市民課	越谷市斎場	2006	14	4	PFI越谷広域斎場㈱	平成17年8月～ 20年間	公募	
愛知県	一宮市	公園管理 事務所	一宮市一宮斎場	2011	13	0	PFI一宮斎場㈱	平成23年4月～ 15年間	公募	
	豊川宝飯衛生組合		永遠の森	2007	8	1	PFI豊川宝飯斎場㈱	平成18年4月～ 20年間	公募	
大阪府	泉佐野市	環境衛生課	(仮称) 泉佐野市火葬場	2012 予定	4	0	泉佐野つつみの杜㈱	平成24年4月～ 20年間	公募	
広島県	呉市	環境政策課	呉市斎場	2006	10	0	PFI呉斎場㈱	平成18年4月～ 20年間	公募	

指定管理者制度と管理委託、業務委託の相違

指定管理者制度と管理委託、業務委託の相違は、図1並びに表1のとおりである。図1によって指定管理者制度と管理委託制度を比べてみると、次の三点が指定管理者制度のポイントである。

一点目は、管理委託制度は自治体と管理受託者との関係が委託・受託という法律と条例に根拠を持つ公法上の契約関係であったが、指定管理者制度における自治体と指定管理者との関係は、指定という行政処分に基づくもので、契約関係とは異なる関係であるという点である。そして、指定管理者の指定は議会の議決事項である。

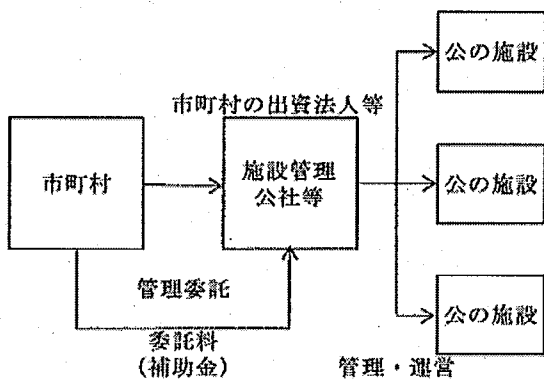
二点目は、公の施設の管理について、従来は自治体の出資法人等に限定して管理を委託することができたが、指定管理者制度は、自治体が指定する民間事業者等を含む「法人その他の団体」に公の施設の管理を行わせようとするものであり、その対象範囲が大幅に広がったという点である。

三点目は、指定管理者の権限について、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可権限を付与することができるという点である。ただし、使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用等、法令により自治体の長等のみが行うことができる権限については、管理委託制度同様、指定管理者に行わせることはできない。

◆指定管理者制度のポイント◆

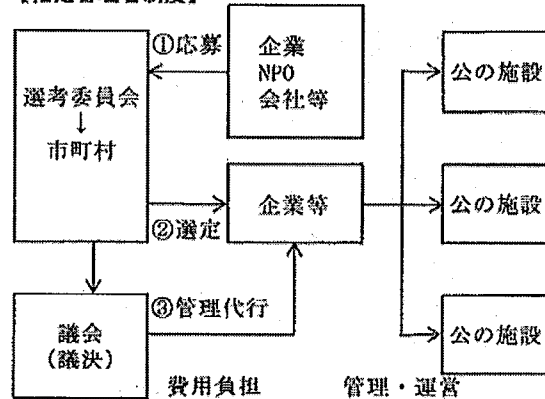
- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 自治体と団体等の関係：委託契約から指定行為（行政処分）へ変更② 管理を行う者：出資法人、公共的団体から法人その他の団体へと幅広く変更③ 管理行為：事実上の業務、定型的行為の上に、さらに使用許可権限の行使が追加 |
|--|

【管理委託制度】



- 委託と受託という法律・条令に根拠をもつ公法上の契約という法律関係
- 【メリット】
市町村との連携が容易であり、信頼性が高い。
- 【デメリット】
処分性のある行為「使用の許可」などを任せられない。

【指定管理者制度】



- 管理の代行という形で、最終的管理権限を残したまま、管理を指定された法人等に委ねる行為
- 【メリット】
処分性のある行為「使用の許可」などを任せられる。
サービスの質の向上、コスト削減が期待できる。
- 【デメリット】
業務の範囲、仕様等を詳細に協定するため、運営が硬直化する可能性がある。

図1 管理委託制度と指定管理者制度との相違図

(出典：流通経済大学教授大塚雅保著「指定管理者制度の導入経緯と基礎知識」)

表1 指定管理者制度と管理委託、業務委託との相違表

方式	直営	業務委託	管理委託制度	指定管理者制度
運営～ 受託主体	市町村	限定なし ※議員、長についての兼業禁止規定あり (自治法第92条の2、第142条)	公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人(1/2以上出資等)に限定	法人その他の団体 ※法人格は、必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。
法的性格	—	「私法上の契約関係」 ＝契約に基づく個別の事務又は業務の執行の委託	「公法上の契約関係」 ＝条例を根拠として締結される契約に基づく具体的な管理の事務又は業務の執行の委託	「管理の代行」＝「指定の手段」を条例で定めた上、「指定」(行政処分の一環)により公の施設の管理権限を、指定を受けた者に委任 ※委任：当該事務が受注者の職務権限となり、その事務については、受注者がもつばら自己の責任において処理。例：使用許可は指定管理者名で行うことも可能。
施設設置	市町村			
施設管理	市町村			指定管理者 ※[管理の基準]、「業務の範囲」は条例で定めることを要する。
施設の使用許可	市町村	市町村 (受託者ではない)	市町村又は指定管理者	
基本的な利用条件の設定	市町村	市町村 (受託者ではない)	市町村 (条例で定めることを要し、指定管理者はできない)	
不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	市町村	市町村 (受託者ではない)	市町村 (指定管理者はできない)	

(出典：流通経済大学教授大塚雅保著「指定管理者制度の導入経緯と基礎知識」)